

官報 号外

昭和五十九年七月二十日

○第一百一回 衆議院会議録 第三十七号

よって、許可するに決しました。

○古賀誠君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、小沢一郎君外十名提出、米の需給安定に関する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議ありませんか。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議ありませんか。

昭和五十九年七月二十日(金曜日)

議事日程 第三十三号

昭和五十九年七月二十日

午後二時開議

午後二時開議

第一 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 日本電信電話株式会社法案(内閣提出)

第三 電気通信事業法案(内閣提出)

第四 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

米の需給安定に関する決議案(小沢一郎君外十名提出)

日程第一 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本電信電話株式会社法案(内閣提出)

日程第三 電気通信事業法案(内閣提出)

日程第四 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永健司君) 御報告いたすことがありま

す。○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

○議長(福永健司君) 御報告いたすことがありま

す。○議長(福永健司君) 御報告いたすことがありま

す。○議長(福永健司君) 御報告いたことあります。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

○議長(福永健司君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

りませんか。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議あ

ります。

す。○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

○議長(福永健司君) 御報告いたことあります。

○議長(福永健司君) 御報告いたことあります。

○議長(福永健司君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

りませんか。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議あ

ります。

す。○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

○議長(福永健司君) 御報告いたことあります。

○議長(福永健司君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

りませんか。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議あ

ります。

す。○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

○議長(福永健司君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

りませんか。

○議長(福永健司君) 古賀誠君の動議に御異議あ

ります。

た。これに従い各般の施策が推進されているが、わが国の食糧需給関係は必ずしも安定しているとはいえない現状にある。特に、国民の主食であり、かつ、わが国農業の基幹作物である米の需給がひつ迫し、また、韓国産米を加工用に充當するなどの施策は国民の食糧行政に対する不安を招いている。まことに遺憾である。

よつて政府は、その責任を厳しく反省し、このような事態を再び繰り返すことのないよう左記の事項の実現を図り、食糧行政に万全を期すべきである。

一 五十三年度米について臭素による汚染が問題となつたが、今後、米の安全性については、基準を定めるなど万全の措置を講ずること。

一 国民の主食であり、かつ、わが国農業の基幹作物である米については、その供給を外国からの輸入に依存するというような事態が今後生じることのないよう、国内生産による自給の方針を堅持すること。

一 米の需給事情のひつ迫にかんがみ、今後の需給操作の万全を期するとともに、米の需給事情に的確に対応しつつ、需給計画について必要な見直しを行い水田利用再編第三期対策の転作面積の緩和については彈力的に対処すること。

一 國民の主食の安定供給を確保するため、ゆとりある需給計画のもとに、米については不測の事態に備え適正な在庫の積増しを行い、備蓄体制の確立に努めること。

一 食管制度を堅持し、農業経済の安定と生産者農家の生活の向上のため適正な措置を講ずること。

右決議する。

國民の主食であり、我が國農業の基幹作物である米について、その需給の安定を図ることは、國

民生活を安定させるための基本的な施策であります。

本決議案の提出に当たりましては、関係委員会における審議を体し、議院運営委員会の理事各位の間で銳意協議を重ね、自由民主党・新自由国民連合・日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同の五党共同提案として提出いたすことになったものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。

○議長(福永健司君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

よって、本案は可決いたしました。

この際、農林水産大臣から発言を求められております。これを許します。農林水産大臣山村新治郎君。

〔國務大臣山村新治郎君登壇〕

○國務大臣(山村新治郎君) ただいまの御決議に對しまして所信を申し述べます。

政府といたしましては、第九十一回国会におきまして食糧自給力強化に関する御決議もいたしておりますので、この御決議も踏まえ、ただいま採択されました御決議の趣旨を十分に体しまして、今後とも米の需給の安定に最大限の努力を払っております。(拍手)

日程第一 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長有馬

元治君。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔有馬元治君登壇〕

○有馬元治君(有馬元治君) ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、医療特別手当の引き上げを以て特別手当、原子弹小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額をそれぞれ引き上げようとするものであります。

本案は、去る四月三日付託となり、四月五日渡部厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の

委員会において質疑を終了いたしましたところ、

自由民主党・新自由国民連合より、施行期日につ

いての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正案のとおり多数をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯議決を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。

○議長(福永健司君) 起立多數。よって、本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多數。よって、本案は

委員長報告のとおり決しました。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長有馬

日程第二 日本電信電話株式会社法案(内閣提出)

日程第三 電気通信事業法案(内閣提出)

日程第四 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

式会社法案、日程第三、電気通信事業法案、日程第四、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔有馬元治君登壇〕

○有馬元治君(有馬元治君) ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、医療特別手当の引き上げを以て特別手当、原子弹小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額をそれぞれ引き上げようとするものであります。

本案は、去る四月三日付託となり、四月五日渡部厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の

委員長の報告を求めます。通信委員長志賀節君。

〔志賀節君登壇〕

○志賀節君(志賀節君) ただいま議題となりました三法律案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日本電信電話株式会社法案について申し上げます。

本案は、今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、日本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立し、事業の公共性に留意しつつ、その経営の一層の効率化、活性化を図ろうとするものであ

りまして、その主な内容は、

本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立し、事業の公共性に留意しつつ、その経営の一層の効率化、活性化を図ろうとするものであ

の他目的達成義務を負ふことができる」といたしております。

第二に、会社の責務として、電話の役務を適切な条件で提供することにより、あまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、電気通信技術に関する研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国電気通信の創意ある向上発展に資するよう努めなければならないことといたしております。

〔議長退席、副議長着席〕

第三に、会社の株式について、政府は、常時、会社の発行済み株式総数の三分の一以上の株式を保有していないなければならないこととし、政府をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならぬことととしております。なお、外国人及び外国法人等は、会社の株式を保有することができないことといたしております。

第四に、新株の発行、取締役及び監査役の選任等の決議、定款変更等の決議、事業計画、重要な設備の譲渡については、郵政大臣の認可を受けなければならぬものとする等会社の監督について所要の規定を設けることといたしております。

第五に、政府は、五年以内に、会社のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることを定めております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしておりますが、日本電信電話公社法等の廃止及びこれに伴う経過措置の規定は、昭和六十年四月一日から施行することといたしております。

次に、電気通信事業法について申し上げます。

本案は、今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、電気通信事業に競争原理を導入することによりその

効率化、活性化を推進するとともに、電気通信事業の公共性にかんがみ、電気通信役務の円滑な提

供を確保し、及びその利用者の利益を保護し、

もつて電気通信の健全な発達を図らうとするもので、その主な内容は、
第一に、電気通信事業者が取り扱う通信の秘密の保護、検閲の禁止を規定するとともに、利用の公平及び重要な通信の確保について定めております。
第二に、電気通信事業を、みずから電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する第一種電気通信事業と、第一種電気通信事業者から電気通信回線設備の提供を受けて電気通信役務を提供する第二種電気通信事業とに区分しております。このうち、第一種事業については、電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと等事業の安定性、確実性を確保するため、事業の開始には郵政大臣の許可を受けなければならないこととし、また、その料金については、利用者にとって適切なものとするため認可に係らしめております。
また、第二種事業については、原則として届け出で事業を開始できることとしております。ただし、特別第二種事業、すなわち、不特定多数を対象とする全国的、基幹的事業及び外国との間の事業については、その開始を郵政大臣の登録に係らしめています。

第三に、政府は、この法律の施行の日から三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとしております。
なお、この法律の施行期日は、昭和六十年四月一日としております。

最後に、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の主な内容を申し上げますと、
第一に、新会社に移行後も共済制度を適用することとするほか、会社の労働関係については労働三法によることがあります。この法律の附則において、調停に関する暫定的な特例措置を定めることとしております。

第二に、有線電気通信法及び電波法等の関係法

律中、公衆電気通信業務の一元的運営を前提とする規定について引用部分の削除等所要の改正を行います。

第三に、日本電信電話公社及び公衆電気通信役務等の用語を引用している関係法律について、その用語の削除等所要の改正を行うことといたしておられます。

以上が三法律案の概要であります。

この法律案は、去る五月十日本委員会に付託さ

れるや、三法律案を一括議題とし、五月十七日奥

田郵政大臣から提案理由の説明を聴取した後、六

月二十日質疑に入り、七月六日に公聴会を開会し

て六名の公述人から意見を聴取し、同月十三日に

は参考人を招致して意見を聴取いたしました。

また、同月十七日には内閣委員会、地方行政委員

会、商工委員会及び物価問題等に関する特別委員

会の四委員会と、翌十八日には大蔵委員会及び社

会労働委員会の二委員会とそれぞれ連合審査会を

行い、昨十九日は中曾根内閣総理大臣の出席を求

めて質疑を行ななど慎重な審査を進め、同日質疑

を終了いたしました。

三法律案のうち日本電信電話株式会社法案並び

に日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対

し、それぞれ自由民主党・新自由国民連合、公

明党・国民会議及び民社党・国民連合の三党共同

提案に係る修正案が提出され、三法律案及び修正

案に対して討論を行い、採決を行いましたとこ

ろ、いずれも賛成多数をもつて、日本電信電話株

式会社法案は修正案のとおり可決、また、日本電信電

話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関

係法律の整備等に関する法律案は修正案のとおり

修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、三法律案に対し附帯決議を付することに

決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。中村正男君。

〔中村正男君登壇〕

○中村正男君 私は、日本社会党・護憲共同代表して、ただいま議題となりました電電改革三法案に対する反対の立場から意見を表明するものであります。(拍手)

私は、討議に先立ち、まずもって、今回の電電改革のために、真に国民のための電気通信事業の確立を目指し全国から寄せられた一千八十万余名の熱い請願署名をいたいたことに対しても感謝の意を表して、今日の急速な情報化社会の進展は、

改革のために、いやすく利権につながるようなことがあつてはならないと発言されていることは当然のこととは言え、この異例の発言は、裏を返せば、今回の改革が悪の利権につながる危険性が極めて強いためを認めているのではないかと想われます。(拍手)

私は感謝を申し上げるものであります。(拍手)

さて、今日の急速な情報化社会の進展は、コンピューターの発展と電気通信の融合を通じ、キャブレンシステムの実現、VAN、データベース、INS構想など多彩なニードメディアが驚くべき速度で進んでいます。このことは、政治、経済、社会、文化、人間生活にまさかなる形で深くかかわり合いを持ち、大きな影響を与えております。

私たち日本社会党・護憲共同は、こうした社会的情況から、百十余年の歴史を持つ電電公社の改革、電気通信事業の今後のあり方については、何よりも国民の利益、利用者へのあまねく公平なサービスを向上させることを優先し、いかなる時代を迎えようとも、通信の公共性の確保、情報国際化時代に対して通信主権、国益を守ること、たゆみなき先端技術の開発など具体的な政策を今日まで国民の前に提起してきたことをまず明らかにしておくものであります。

しかし、今回提案された三法律案は、国家的責務

用者、国民に安くして良質なサービスを提供することにあると強調していますが、競争原理の導入が

中でも解明されなかつた点が極めて数多くあつたことであります。すなわち、光の部分だけが強調され、影の部分を隠べいた不透明な法律と言わざるを得ません。

その第三は、政府は躊躇返し、今回の改革は利

用者、国民に安くして良質なサービスを提供することにあると強調していますが、競争原理の導入が

利益本位の新規参入となり、その結果、全国あまねく公平なサービスが逆に低下をし、市内料金の値上げさえ先行き予想されるなど、国民にとって

は競争によるマイナス面のツケのみが押しつけられようとしている改革であります。

その第四は、新会社発足の前途は厳しいイバラの道が予測されることであります。対外的には巨

大なIBM、AT&Tとの国際競争が、国内的には新規参入企業との熾烈な闘いが待っています。困

難を乗り越え、順調な形での新会社の発足を実現

し、現公社並びに関連企業の労働者の雇用の確

言わねばなりません。私はまずこの誤りを指摘するものであります。

次に、幾つかの反対理由を申し述べます。

その第一は、長年にわたって国民がつくり上げてきた国民共有財産である電電公社を株式会社化し、その株式を政府が独占し、それを売却することによって得る莫大な利益を國の財政赤字の補てんに充てようとする国民感情無視の考え方は断じて許されるものではありません。さらに、総理みずからも、いやしくも利権につながるようなこと

があつてはならないと発言されていることは当然のこととは言え、この異例の発言は、裏を返せば、今回の改革が悪の利権につながる危険性が極めて強いためを認めているのではないかと想われます。(拍手)

私は、討議に先立ち、まずもって、今回の電電改革のために、真に国民のための電気通信事業の確立を目指し全国から寄せられた一千八十万余名の熱い請願署名をいたいたことに対しても感謝の意を表して、今日の急速な情報化社会の進展は、コンピューターの発展と電気通信の融合を通じ、キャブレンシステムの実現、VAN、データベース、INS構想など多彩なニードメディアが驚くべき速度で進んでいます。このことは、政治、経済、社会、文化、人間生活にまさかなる形で深くかかわり合いを持ち、大きな影響を与えております。

私たち日本社会党・護憲共同は、こうした社会的情況から、百十余年の歴史を持つ電電公社の改革、電気通信事業の今後のあり方については、何よりも国民の利益、利用者へのあまねく公平なサービスを向上させることを優先し、いかなる時代を迎えようとも、通信の公共性の確保、情報国際化時代に対して通信主権、国益を守ること、たゆみなき先端技術の開発など具体的な政策を今日まで国民の前に提起してきたことをまず明らかにしておくものであります。

しかし、今回提案された三法律案は、国家的責務

用者、国民に安くして良質なサービスを提供することにあると強調していますが、競争原理の導入が

利益本位の新規参入となり、その結果、全国あまねく公平なサービスが逆に低下をし、市内料金の値上げさえ先行き予想されるなど、国民にとって

は競争によるマイナス面のツケのみが押しつけられようとしている改革であります。

その第四は、新会社発足の前途は厳しいイバラの道が予測されることであります。対外的には巨

大なIBM、AT&Tとの国際競争が、国内的には新規参入企業との熾烈な闘いが待っています。困

難を乗り越え、順調な形での新会社の発足を実現

し、現公社並びに関連企業の労働者の雇用の確

保、労働条件の維持向上が図られなければなりません。そのためには、新会社として自由な企業活動、自主性のある当事者能力の確保が極めて重要であります。審議過程を通じて若干の保証が行われ、政府の規制が緩められたものの、今なお不十分であり、多くの問題が残されていることあります。同時に、これから高度情報社会の実現には、新会社の蓄積された誇れる技術力が主導的役割を果たさなければならないことは言うまでもありませんが、新会社はいま一つの大きな責務として、関係する産業との協調、共存共栄を基本として、産業社会の発展、新たな雇用の創造が全体として展望される役割を担わなければならないことがあります。

その第五は、憲法で保障する労働基本権の保障が、政府・自民党的近代社会に逆行した感覚から不正に規制されていることであります。新たに民間会社として相互信頼に立った民主的な労使関係の樹立こそ、これから高度情報社会を切り開いていく新会社の根本的な基盤ではないでしょうか。我が党初め、すべての野党がこぞって強く主張した労調法附則の削除の要求については若干の修正が行われましたが、なお我が党の基本的な主張にはほど遠く、極めて遺憾であると言わざるを得ません。(拍手)

最後に、来るべき高度情報社会を人間の価値を尊重する社会にしなければならないということであります。個人の情報が売り物になり、個人の生活内容が機械を通して無制限に飛び歩き、プライバシーが侵害されることへのおそれ、また、我が国は通信主権が外国に侵され、情報による支配など断じてあってはなりません。

我が党は、真に国民のための電気通信事業の確立のため、三法案に関連して十七項目にわたっての修正を政府・与党に求めてきましたが、その一部が修正されたなどとどまり、多くの問題を残したこととは極めて遺憾であります。同時に、この法案の行方から来る限りない不安を我が日本社会党・

せん。そのためには、新会社として自由な企業活動、自主性のある当事者能力の確保が極めて重要であります。審議過程を通じて若干の保証が行われ、政府の規制が緩められたものの、今なお不十分であり、多くの問題が残されていることあります。同時に、これから高度情報社会の実現には、新会社の蓄積された誇れる技術力が主導的役割を果たさなければならないことは言うまでもありませんが、新会社はいま一つの大きな責務として、関係する産業との協調、共存共栄を基本として、産業社会の発展、新たな雇用の創造が全体として展望される役割を担わなければならないことがあります。

その第五は、憲法で保障する労働基本権の保障が、政府・自民党的近代社会に逆行した感覚から不正に規制されていることであります。新たに民間会社として相互信頼に立った民主的な労使関係の樹立こそ、これから高度情報社会を切り開いていく新会社の根本的な基盤ではないでしょうか。我が党初め、すべての野党がこぞって強く主張した労調法附則の削除の要求については若干の修正が行われましたが、なお我が党の基本的な主張にはほど遠く、極めて遺憾であると言わざるを得ません。(拍手)

最後に、来るべき高度情報社会を人間の価値を尊重する社会にしなければならないということであります。個人の情報が売り物になり、個人の生活内容が機械を通して無制限に飛び歩き、プライバシーが侵害されることへのおそれ、また、我が国は通信主権が外国に侵され、情報による支配など断じてあってはなりません。

我が党は、真に国民のための電気通信事業の確立のため、三法案に関連して十七項目にわたっての修正を政府・与党に求めてきましたが、その一部が修正されたなどとどまり、多くの問題を残したこととは極めて遺憾であります。同時に、この法案の行方から来る限りない不安を我が日本社会党・

護憲共同として持たざるを得ないことを強調し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 煙英次郎君。
〔畑英次郎君登壇〕

由民主党・新自由国民連合を代表して、賛成の意を表明するものであります。

我が国の電気通信事業は、国内にあっては電電公社、国際にあっては国際電電による一元的運営体制をとってきたところであります。この電電公社による一元的運営によって、戦後の壊滅的な電電事業をいち早く立て直し、加入電話の積滞解消、電話の全国自動ダイヤル化という二大目標の早期達成等を通じて、我が国の経済活動及び国民生活にとって多大な貢献をなしてきたことは疑う余地のないところであります。しかしながら、今まで急速に高度化、多様化しつつあるわけであります。今回の電電改革三法案は、このような状況に的確に対応しようとするものであります。

しかししながら、一方では、第二臨調等の指摘にもあるように、経営の合理化意識の希薄化など巨大独占性による弊害が顕著になるとともに、二十一世紀の高度情報社会に向けて電気通信の高度化、多様化が要請され、それへの対応を迫られてきているのであります。したがって、これらの課題を解決し、活力ある高度経済社会を実現するため電気通信事業を自由化し、競争原理を導入することは時代的要請であり、これに伴って電電公社を民営化することも避けがたいこととなると考えるのであります。しかしながら、今回の改革は、我が国の電気通信の歴史における一大転換であるとともに、巨大な資本と技術力をを持ち、さらに三十二万人の職員を持つ新会社の誕生が各界に激変をもたらすおそれがあるとともに否定しがたい事実であります。

今回の電電改革三法案は、電気通信が国民利用者の多様化するニーズにこたえ、二十一世紀に向けて高度情報社会への先導的役割を果たしていくための基盤となるものであり、現時点で考え得る最も適切な法案であると確信をいたしているところであります。

以上をもしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 福岡康夫君。
〔福岡康夫君登壇〕

私は、公明党・国民会議を代表して、賛成の意を表明するものであります。

我が国の電気通信事業は、明治二年の電信事業会社法案、電気通信事業法案並びに同二法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、修正及び修正部分を除く原案に対し、賛成の討論を行ふものであります。(拍手)

我が国の電気通信事業は、明治二年の電信事業会社法案、電気通信事業法案並びに同二法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、修正及び修正部分を除く原案に対し、賛成の討論を行ふものであります。

そこで、我が党は、今回の改革に当たって、次

でございます。

そこで、我が党は、今回の改革に当たって、次

でございます。

話の単純再販を禁止するなどであります。

私たち、以上九項目をもとに、日本社会党・護憲共同、民社党・国民連合と協力し修正要求を行いました。その結果、自由民主党との間に合意が成立し、我々の要求に沿った修正が実現する運びとなりました。(拍手)

その主たる修正部分は、まず新電電会社の行う附帯業務、目的達成業務を認可対象から除外すること、明記され、また、事業計画のうち収支、資金計画は認可対象から除外して添付書類とするなどなつたのであります。また、ストの二重規制は三年後に見直す旨明文化することができ、二重規制撤廃の方向性が明らかにされたものであります。さらに、株式の売却益の有効利用と利権の排除を附帯決議として確認させ、株式売却に当たっての基本的な考え方を示すこととなつたのであります。

確かに、政府提案の電電三法案は、私たちが委員会等の論議を通して主張した公正な競争原理の確保、料金決定のあり方等が明らかにされておらず、必ずしも十分な内容と言ふことはできないのであります。したがつて、今後参議院において、さらに国民の立場に立つた実りある改革を目指すものであります。今回、我々の努力により修正を実現し、政府案の欠陥を多少とも是正することができます。

最後に、私は、たとえ電電公社が民营化されても、今後とも政府が通信の公共性、公益性に十分配慮し、通信委員会での附帯決議を忠実に守るとともに、同委員会で私たちが具体的に指摘した問題点に対する政府答弁を誠実に実行するよう強く要望して、賛成の討論を終わらせていただきます。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 滝沢幸助君。

(滝沢幸助君登壇)

日本電信電話株式会社法案、そして電気通信事業に関する法律案につきまして、民社党・国民連合を代表し、賛成の意見を申し述べさせていただきます。(拍手)

本論に入ります前に、電話と言えば、これは電気を利用したものであります。電気の存在といふものは古代ギリシャの時代において既に明らかにされております。アメリカのベンジャミン・フランクリンが一七五二年にこれを実験いたしましたが、しかし電気を電話に活用いたしました者が、これも皆さん篤く御存じのアメリカのアレキサンダー・ベルでございます。一八七六年のことです。

ところが私は、この電気というものの、つまりはエレクトリシティーといふものを「電気」と翻訳した者はどこのいずれの学識であるか、寡聞にして知りません。ところが日本に中国に「電」という文字、これは雷から糸を引いた姿になつてゐる。まさに、東西の学識、相一致してこれを指摘していく必要があります。

そこで、このたびの提案でありますが、実はこの法律の中で我々が賛成すべき二点を見出することができます。一つは、電電公社をしてこれを民営化し、そして民間の資本を導入して活力を得しめ、そしてややともすれば官僚化し硬直化しようとしているこの事業に対しまして、これを民主化し近代化し、そして合理化し効率化するといふことなどございます。さらには一つ。皆さん、電電、この電気通信事業におきまするところの民間の企業としての競争の原理を導入しようとしていること等あります。(拍手)

ところで、閑話休題といたしまして、この電話が我が国に初めて入つてしまひましたのは明治の十一年六月、皇室において、宮内省と當時ございました工部省において開通をいたしたのでございました。しかるに実用化しましたのは二十三年、横浜においては四十二件、これが我が国に電話が開通した初めでございます。これがたちまちにし

ました。しかるに実用化しましたのは百五十五件、横浜においては百五十五件、横浜においては百五十五件、これがたちまちにし

ました。しかるに実用化しましたのは二十三年、このとき皆さん、東京においては百五十五件、横浜においては百五十五件、これがたちまちにし

ました。しかるに実用化しましたのは二十三年、この二つの点におきまして原則的に賛成すべきものと理解をしながらも、四月十日の提案以来実に百日の間にわたりまして慎重審議をいたしましたところ、我々が必ずしも満足のいかない幾つかの点もあったことは事実であります。

すなはち、新会社これそのものが当事者能力あ

御支援をいただきまして、我が國のこの大きなる公共の仕事に対し、すなわち電電事業に対しまして将来に温かき飛躍を、そして我がこの日本の過ちなき歴史を開くための一助とされんことをござがつてやみません。どうぞ皆さん、今からでも遅くはありません。

全会一致の御賛成を要請いたしまして、私の意見の表明を終わらせさせていただきます。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(勝間田清一君) 三案を一括して採決いたします。

日程第二及び第四の委員長の報告はいずれも修正、第三の委員長の報告は可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(勝間田清一君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり決しました。

午後二時三分散会

官 報 (号外)

○朗読を省略した議長の報告
(理事補欠選任)
一、去る十八日、文教委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

厚生大臣 渡部 恒三君
農林水産大臣 山村新治郎君
郵政大臣 奥田 敬和君
渾沢 幸助君

出席国務大臣

厚生大臣 渡部 恒三君
農林水産大臣 山村新治郎君
郵政大臣 奥田 敬和君
渾沢 幸助君

環境委員会

辞任 山本 政弘君
村山 喜一君

補欠 村山 喜一君

辞任 山本 政弘君
村山 喜一君

補欠 村山 喜一君

小次一郎君外十名

〔議案提出〕
(委員会審査省略要求書受領)
一、昨十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。
米の需給安定に関する決議案（小沢一郎君外十名提出）

〔議案送付〕
一、去る十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
たばこ事業法案

日本たばこ産業株式会社法案

塩専売法案
たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律案
たばこ消費税法案

(答弁通知書受領)

一、去る十七日、内閣から、衆議院議員柴田陸夫君提出件名外の閣議決定等の国立公文書館への移管促進等に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭五十九年八月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

米の需給安定に関する決議案

右の議案を提出する。

昭和五十九年七月十九日

提出者
小沢 一郎 山崎 拓
小里 貞利 保利 耕輔
工藤 麗 吹田 晃
廣瀬 秀吉 渡辺 三郎
権藤 恒夫 西田 八郎
東中 光雄

賛成者

甘利 明外四十名

米の需給安定に関する決議案

法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十九年七月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

本院は、第九十五回国において、国民生活安定のため、食糧自給力の強化を図り、わが国の農業・漁業の発展と生産力の増強に向けて政府が万全の施策を講ずるべきことを決議した。これに従い各般の施策が推進されているが、わが国の食糧需給関係は必ずしも安定しているとはいえない現状にある。特に、国民の主食であり、かつ、わが国農業の基幹作物である米の需給がひつ迫し、また、韓国産米を加工用に充当するなど

の施策は国民の食糧行政に対する不安を招いている。まことに遺憾である。

よつて政府は、その責任を厳しく反省し、このような事態を再び繰り返すことのないよう左記の事項の実現を図り、食糧行政に万全を期すべきである。

一五十三年産米について臭素による汚染が問題となつたが、今後、米の安全性については、基準を定めるなど万全の措置を講ずること。

一国民の主食であり、かつ、わが国農業の基幹作物である米については、その供給を外国から輸入に依存するというような事態が今後生じることのないよう、国内生産による自給の方針を堅持すること。

一米の需給事情のひつ迫にかんがみ、今後の需給操作の万全を期するとともに、米の需給事情に的確に対応しつつ、需給計画について必要な見直しを行い水田利用再編第三期対策の転作面積の緩和については弾力的に対処すること。

一国民の主食の安定供給を確保するため、ゆとりある需給計画のもとに、米については不測の事態に備え適正な在庫の積増しを行い、備蓄体制の確立に努めること。

一食管制度を堅持し、農業経済の安定と生産者の農家の生活の向上のため適正な措置を講ずること。

一原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十九年七月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

本院は、第九十五回国において、国民生活安定のため、食糧自給力の強化を図り、わが国の農業・漁業の発展と生産力の増強に向けて政府が万全の施策を講ずるべきことを決議した。法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十九年七月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

本院は、第九十五回国において、国民生活安定のため、食糧自給力の強化を図り、わが国の農業・漁業の発展と生産力の増強に向けて政府が万全の施策を講ずるべきことを決議した。法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十九年七月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「十万二千四百円」を「十万四千四百円」に改める。

第三条第三項中「三万七千七百円」を「三万八千五百円」に改める。

第四条の二第三項中「三万五千百円」を「三万五千八百円」に改める。

第五条第四項中「二万五千百円」を「二万五千六百円」に改める。

第五条の二第三項中「一万二千六百円」を「一万二千八百円」に、「三万五千百円」を「二万五千六百円」に改める。

五百円」に改める。

第一条この法律は、昭和五十九年六月一日から施行する。

2 昭和五十九年五月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3 原子爆弾小頭症手当の額の引上げ

4 医療特別手当の額の引上げ

5 保健手当の額の引上げ

6 施行期日

負傷又は疾病の状態にあるものに支給する医療特別手当の額を月額十万二千四百円から十四万四千四百円に引き上げること。

2 特別手当の額の引上げ

認定被爆者であつて、現に当該認定に係る負傷又は疾病の状態にないものに支給する特

別手当の額を月額三万七千七百円から三万八千四百円に引き上げること。

3 原子爆弾小頭症手当の額の引上げ

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を月額三万五千百円から三万五千八百円に引き上げること。

4 健康管理手当の額の引上げ

造血機能障害等特定の障害を伴う疾病にかかる被爆者に支給する健康管理手当の額を月額二万五千百円から二万五千六百円に引き上げること。

5 保健手当の額の引上げ

爆心地から二キロメートルの区域内において直接被爆した者に支給する保健手当の額を月額一万二千六百円から一万二千八百円に引き上げるとともに、厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を月額二万五千百円から二万五千六百円に引き上げること。

6 施行期日

この法律は、昭和五十九年六月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、医療特別手当、特別手当及び原子爆弾小頭症手当等の額の引上げの措置を講ずることは、時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日につき修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

1 医療特別手当の額の引上げ

認定被爆者であつて、現に当該認定に係る決した。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、昭和五十九年度一般会計予算(厚生省所管)に原爆被爆者手当交付金として十二億六百二十万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十九年七月十九日

社会労働委員長 有馬 元治

〔別紙〕

衆議院議長 福永 健司殿

(小字及び一は修正)

〔別紙〕

附 則

〔公布の日 昭和五十九年六月一日から施行〕

1 この法律は、昭和五十九年六月一日から施行し、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第二条第三項、第三条第三項、第四条の二第三項、第五条第四項及び第五条の二第三項の規定は、昭和五十九年六月一日から適用する。

2 昭和五十九年五月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に支給された昭和五十九年六月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に支給された昭和五十九年六月一日から適用する。

5 原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮するとともに、その運営に当たつては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう、万全の措置を講ずること。

6 被爆者に対する諸給付について、他制度との関連も検討のうえ生活保護の収入認定からはずすこと。

7 原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うこと。

8 被爆者に対する家庭奉仕員制度を充実するとともに、相談業務の強化を図ること。

9 被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査、研究及びその対策について十分配意し、二世の健康診断については、継続して行うとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること。

10 健康管理手当の認定については、制度の趣旨法の制定を求める声は、一層高まってきた。また、原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見書も、被爆者の援護対策は、広い意味での国家補償の精神で行うべきであるとの立場をとっている。よって政府は、原爆被害者が高齢化し、事態は

緊急を要するものであるという認識に立ち、可及的速やかに現行法を検討して、これらの要望にとたえるとともに、次の諸点についてその実現に努めるべきである。

一 被爆者の障害の実態に即して所得制限を撤廃すること。

二 被爆者について、死没者調査が行われていないのは遺憾であるので、これを行うこと。

三 放射線影響研究所、広島大学原爆放射能医学研究所、科学技術庁放射線医学総合研究所など研究調査機関相互の連携を強化するとともに、研究体制を整備充実し、その成果を被爆者対策に活用するよう、遺憾なき期すこと。

四 放射線影響研究所の運営の改善、移転対策を進めるとともに、被爆者の健康管理と治療に、より役立てるため、原爆病院、財團法人原爆障害対策協議会との一体的運営が行えるよう検討すること。

五 原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮するとともに、その運営に当たつては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう、万全の措置を講ずること。

六 被爆者に対する諸給付について、他制度との関連も検討のうえ生活保護の収入認定からはずすこと。

7 原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うこと。

8 被爆者に対する家庭奉仕員制度を充実するとともに、相談業務の強化を図ること。

9 被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査、研究及びその対策について十分配意し、二世の健康診断については、継続して行うとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること。

10 健康管理手当の認定については、制度の趣旨法の制定を求める声は、一層高まってきた。また、原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見書も、被爆者の援護対策は、広い意味での国家補償の精神で行うべきであるとの立場をとっている。よって政府は、原爆被害者が高齢化し、事態は

日本電信電話株式会社法案

右

国会に提出する。

昭和五十九年四月十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

日本電信電話株式会社法
(目的及び事業)

第一条 日本電信電話株式会社(以下「会社」といいう)は、国内電気通信事業を經營することを目的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他同項の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

3 会社は、前項の事業を営むほか、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。転換社債又は新株引受権附社債を発行しようとするときには、郵政大臣の認可を受けなければならない。

4 会社は、新株を発行しようとするときには、郵政大臣の認可を受けなければならない。

5 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していないなければならない。

6 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

7 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

8 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

9 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

10 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

11 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

12 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

13 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

14 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

15 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

16 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

17 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

18 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

19 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

20 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

21 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

22 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

23 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

24 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

25 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

26 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

27 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

28 政府は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(号) 第六条第二項に規定する第一種電気通信事業をいう。)を営むない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。)についての郵政大臣の認可是、同法第十六条第二項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

(事業計画)

第十二条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第十三条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を郵政大臣に提出しなければならない。

(重要な設備の譲渡等)

第十四条 会社は、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(監査役及び監査命令等)

第十五条 会社の監査役は、三人以上でなければならぬ。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、監査役を指名して、特定の事項を監査させ、当該監査の結果を報告させることができる。

3 監査役は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、郵政大臣に意見を提出することができる。

(監査)

第十五条 会社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従い監査する。郵政大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に關し監査上必要な命令をすることができる。

(報告)		第十七条 郵政大臣は、第四条第三項、第十一条第一項(定款の変更の決議に係るもの)については、会社が発行する株式の総数を変更する決議に係るものに限る。)、第十二条又は第十三条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。
(大蔵大臣との協議)		第十八条 郵政大臣は、第四条第三項、第十一条第一項(定款の変更の決議に係るもの)については、会社が発行する株式の総数を変更する決議に係るものに限る。)、第十二条又は第十三条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。
(罰則)		第十九条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関してわいを收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。
(罰則)		第二十条 第十九条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したときは、取締役、監査役又は職員にならうとする者が、就任後担当すべき職務に關し、請託を受けたとき。
(附則)		二 第一条第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

(施行期日)		第二十一条 第十九条前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
(附則)		二 第二十条 第十九条各項に規定するわいろを供与したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
(会社の在り方の検討)		二 第二十一条 第十九条各項に規定するわいろを供与した、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
(会社の在り方の検討)		二 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(会社の設立)		第二十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。
(附則)		二 第二十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。
(附則)		二 第二十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。
(附則)		二 第二十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。
(附則)		二 第二十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

かわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

12 公社が出資によつて取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

13 商法第百六十七条、第百六十八条第二項及び第一百八十二条の規定は、会社の設立について（公社の解散等）

第四条 公社は、会社の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて会社が承継する。

2 公社の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録貸借対照表及び損益計算書については、日本電信電話公社法第十一条第二項第二号及び第五十八条第一項（監事の監査報告書に係る部分に限る。）に係る部分を除き、なお從前の例による。

3 第一項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第五条 前条第一項の規定により会社が承継する公社の電信電話債券に係る債務について（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十六年法律第五十一号）により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該電信電話債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る電信電話債券の利息及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお從前の例による。

2 前項の電信電話債務は、第七条及び第八条の規定の適用については、社債とみなす。
3 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る電信電話債券又は借入金が資金運用部資金による引受け又は貸付けに係るものである場合における当該電信電話債券又は借入金についての資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百

号）第七条第一項の規定の適用については、会社を同項第三号又は第四号に規定する法人とみなす。

4 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る電信電話債券が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金による引受けに係るものである場合における当該電信電話債券についての簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条第四号に規定する法人とみなす。

2 前条第一項の規定の適用については、会社を同項第四号に規定する法人とみなす。
(職員に関する経過措置)

第六条 会社の成立の際に公社の職員である者は、会社の成立の時に会社の職員となるものとする。

2 前項の規定により公社の職員が会社の職員となる場合においては、その者に対しても、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十九号）に基づく退職手当は、支給しない。

3 会社は、前項の規定の適用を受けた会社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の公社の職員としての引き続いた在職期間を会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
(商号についての経過措置)

第七条 第六条の規定は、この法律の施行の際限りその商号中に日本電信電話株式会社という文字を用いている者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。
(事業計画についての経過措置)

第八条 会社の成立する日の属する営業年度の事業計画については、第十二条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

2 前項の規定により会社が承継する債務に係る電信電話債券又は借入金が資金運用部資金による引受け又は貸付けに係るものである場合における当該電信電話債券又は借入金についての資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百

号）附則第三条第十一項の規定により会社が受け対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 会社の取得した附則第三条第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地について）に取得したものは、昭和四十七年四月一日前に取得したものに對しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

2 会社の取得した附則第三条第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日以後取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

6 附則第三条第十一項の規定により会社が受け対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 会社の設立の登記及び同条第八項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受けれる登記又は登録については、登録免許税を課さない。

定により公社が行つてゐる業務であつて、第一
条第一項の国内電気通信事業に該当しないもの
は、同条第二項の規定により会社が認可を受け
た業務とみなす。

3 前条の規定の施行の日の前日までの期間につ
いての旧法の規定の適用については、なお從前の
例による。

4 附則第六条第一項の規定の適用を受ける者の
前条の規定の施行前に旧法第三十三条の規定に
より受けた懲戒処分及び前条の規定の施行前の
事案に係る懲戒処分については、なお從前の例
による。この場合において、同条の規定の施行
後に懲戒処分を行うこととなるときは、会社の
代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行
うものとする。

5 旧法第六十九条に規定する現金出納職員又は
旧法第七十条に規定する裁裁により物品の管理
をする職員として任命された者の前条の規定の
施行前の事実に基づく弁償責任については、な
お從前の例による。

6 旧法第七十三条に規定する公会計に係る
会計検査院の検査については、なお從前の例に
よる。

7 前条の規定の施行前に生じた事故に基づく公
社の職員の業務上の災害又は通勤による災害に
対する補償については、なお從前の例による。

8 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則
の適用については、なお從前の例による。

9 前各項に規定するもののほか、日本電信電話
公社法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。

理由

今後における社会経済の進展及び電気通信分野
における技術革新等に対応するため、日本電信電話
公社を改組して日本電信電話株式会社を設立
し、事業の公共性に留意しつゝ、その經營の一層

の効率化、活性化を図る必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

日本電信電話株式会社法案(内閣提出)に関する報告書

の年度の予算をもつて国会の議決を経た限
度数の範囲内でなければならないものとする。

8 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとす
る。ただし、日本電信電話公社法等の廃止
及び同法の廃止に伴う経過措置の規定は、昭
和六十年四月一日から施行するものとする。

3 前条の規定の施行の日の前日までの期間につ
いて公会に勤務する職員に支給する給与につい
ての旧法の規定の適用については、なお從前の
例による。

4 附則第六条第一項の規定の適用を受ける者の
前条の規定の施行前に旧法第三十三条の規定に
より受けた懲戒処分及び前条の規定の施行前の
事案に係る懲戒処分については、なお從前の例
による。この場合において、同条の規定の施行
後に懲戒処分を行うこととなるときは、会社の
代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行
うものとする。

1 目的及び事業

(一) 日本電信電話株式会社(以下「会社」とい
う。)は、国内電気通信事業を經營すること
を目的とする株式会社とするものとする。

5 監督

新株等の発行、取締役及び監査役の選任等
の決議、定款の変更等の決議、事業計画、重
要な設備の譲渡等については、郵政大臣の認
可を受けなければならないものとする等会社
の監督について所要の規定を設けるものとす
る。

6 大蔵大臣との協議

郵政大臣は、新株等の発行、定款の変更等
の決議、事業計画、重要な設備の譲渡等につ
いて認可をしようとするときは、大蔵大臣に
協議しなければならないものとする。

二 議案の修正議決理由

ため、公社を改組して会社を設立する本案はお
おむね妥当と認めるが、会社が行う附帯業務を
郵政大臣の認可事項から除くことを適當と認
め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決し
た次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

右報告する。

昭和五十九年七月十九日

通信委員長 志賀 節

衆議院議長 福永 健司殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(目的及び事業)

第一条 日本電信電話株式会社(以下「会社」とい
う。)は、国内電気通信事業を經營することを目
的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むほか、○郵政大臣の
認可を受けて、これに附帯する業務その他同項
の目的を達成するために必要な業務を営むこと
ができる。この場合において、同項の事業に附帯する業務
に付する事項は、郵政省令で定める。

3 株式

(日本電信電話公社法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定の施行前に同条の規定によ
る廃止前の日本電信電話公社法(以下「旧法」と
いう。)の規定によりした処分、手続その他の行
為は、この法律の相当規定によりした処分、手
續その他の行為とみなす。

(日本電信電話公社法の廃止に伴う経過措置)

(一) 会社の株式は、記名式とし、外国人及び
外國法人等は、株式を所有することができ
ないものとする。

(二) 政府は、常時、会社の発行済株式の総數
の三分の一以上の株式を保有していなければ
ならないものとする。

(三) 政府の保有する会社の株式の処分は、そ

- 2 前条の規定の施行の際現に旧法第三条の規定により公社が行つてゐる業務であつて、第一条第一項の国内電気通信事業○に該当しないものは、同条第二項の規定により公社が認可を受けた業務とみなす。
- 3 前条の規定の施行の日の前日までの期間について公社に勤務する職員に支給する給与についての旧法の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 附則第六条第一項の規定の適用を受ける者の前条の規定の施行前に旧法第三十三条の規定により受けた懲戒処分及び前条の規定の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、会社の代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。
- 5 旧法第六十九条に規定する現金出納職員又は旧法第七十条に規定する総裁により物品の管理をする職員として任命された者の前条の規定の施行前の事実に基づく弁償責任については、なお従前の例による。
- 6 旧法第七十三条に規定する公社の会計に係る会計検査院の検査については、なお従前の例による。
- 7 前条の規定の施行前に生じた事故に基づく公社の職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、なお従前の例による。
- 8 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前各項に規定するもののほか、日本電信電話公社法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

[別紙]

日本電信電話株式会社法案に対する附帯決議

今次改革は、我が国の明治以来の電気通信の元的運営体制と三十年に及ぶ公社制度に対する抜本的変革をもたらすものである。この改革が眞に国民利用者の利益となつて還元されるようにするためには、あまねく公平なサービスの提供、公共の福祉増進と国民の利便の確保等、電気通信事業の公共性に対する十分な配意と、他方、公正かつ有効な競争の導入を図る中で、新会社に対する十分な当事者能力の付与による事業經營の一層の効率化、活性化施策の実施が極めて重要な課題となる。

したがつて、政府はこのような観点から、電気通信が今後の高度情報社会に向けて果たす先導的役割にも、十分な認識と展望を持ち、今回の三法案の施行に当たつては、次の各項の実施に努めることとする。

一 政府は、我が国の通信主権を守り、先端的な電気通信技術の開発を進め、国民経済、産業の発展に寄与し、国際競争力の激化に対応するものとする。

二 政府は、競争原理を有効に機能させるため、日本電信電話株式会社と新規参入者の間の公正な競争の確保を努めるとともに、新規参入の促進及び振興に段階的配慮すること。

三 政府は、高度情報社会に向けて情報通信の果たす役割の重要性にかんがみ、情報通信産業の育成振興を図るため、情報通信の基盤整備のための法制度を早期に確立すること。

四 政府は、事業計画に対する郵政大臣の認可を行つては、取扱計画及び資金計画は、その添付資料とすること。

日本電信電話株式会社は、日本電信電話公社の解散の際、現に行つてゐる業務の全てを承継するものとし、その業務の分離については、日本電信電話株式会社の自主性を尊重すること。

一 政府は、現行の専用線の料金体系の下では第二種電気通信事業者による専用線の単純再販が日本電信電話株式会社の經營に支障を及ぼすことには、かんがみ、単純再販を禁ずる約款についても認可すること。

二 政府は、日本電信電話株式会社の経営の自主性を尊重し、賃金その他労働条件等労使間の自主決定に介入しないものとすること。

三 日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行わないものとすること。

四 第二款 指定試験機関（第六十八条—第七十一条）

第五節 指定試験機関及び指定認定機関（第十七条）

第一款 指定試験機関（第五十六条—第六十九条）

第二款 端末設備の接続等（第四十九条—第五十五条）

第三款 業務（第三十二条—第四十条）

第四款 電気通信設備（第四十一条—第四十八条）

第五款 通信設備（第四十二条—第四十九条）

第六款 指定認定機関（第六十八条—第七十一条）

第七款 土地の使用（第七十三条—第八十八条）

第八款 雜則（第八十九条—第九十九条）

第九款 罰則（第一百条—第一百十四条）

第十款 附則

日本電信電話株式会社法案に対する附帯決議

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとすることにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達を図ることを目的とする。（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、

右
国会に提出する。

昭和五十九年四月十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

又は受けることをいう。

二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいう。

三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十一年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律（昭和三十一年法律第百五十二号）第二条第一項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を除く。）をいう。

五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条第一項の許可を受けた者、第二十二条第一項の規定による届出をした者及び第二十四条第一項の登録を受けた者をいう。

(検閲の禁止)

第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

(秘密の保護)

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(電気通信事業に関する条約)

第五条 電気通信事業に関する条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第二章 電気通信事業

第一节 総則

(事業の種類)

第六条 電気通信事業の種類は、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業とする。

2 第一種電気通信事業は、電気通信回線設備並びにこれらの附属設備をいい。以下同じ。

(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいい。以下同じ。)を設置して電気通信役務を提供する事業とする。

3 第二種電気通信事業は、第一種電気通信事業以外の電気通信事業とする。

(利用の公平)

第七条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(重要通信の確保)

第八条 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要する他の通信であつて郵政省令で定めるものについても、同様とする。

2 前項の場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、郵政省令で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止することができる。

(事業の許可等)

第一款 第一種電気通信事業

(第一種電気通信事業の許可)

第九条 第一種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

3 第二種電気通信事業の許可

(事業の開始の義務)

第十二条 第九条第一項の許可を受けた者（以下「第一種電気通信事業者」という。）は、郵政大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

4 第一種電気通信事業者は、特に必要があると認めるとき、第一種電気通信役務の種類若しくは態様又は業務区域又は区間の全部又は一部について電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと。

5 その他その事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切であること。

(許可の欠格事由)

第十三条 郵政大臣は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、第九条第一項の許可をしてはならない。

一 この法律又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）若しくは電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十九条第一項の規定により許可の取消を受け、その取消しの日から二年を経過しない者

3 郵政大臣は、第一種電気通信事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認められるときは、第一項の期間を延長することができる。

4 第一種電気通信事業者は、その事業の開始前に、第九条第一項の許可に係る電気通信設備（郵政省令で定めるものを除く。）が第四十一条第一項の技術基準に適合することについて、郵政大臣の確認を受けなければならない。

5 第一種電気通信事業者は、その事業（第二項の規定により電気通信役務の種類若しくは態様又は業務区域を区分して期間の指定があつたときは、その区分に係る事業）を開始したときは、運営なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならぬ。

(氏名等の変更)

第十三条 第一種電気通信事業者は、第九条第二項第一号の事項に変更があったときは、逕済なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならぬ。

(電気通信役務の種類等の変更)

第十四条 第一種電気通信事業者は、第九条第二項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第一種電気通信事業者は、前項ただし書の郵政省令で定める軽微な変更をしたときは、逎済なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 第十条及び第十一條(第二号を除く。)の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第十二条の規定は、第一項の場合(業務区域の減少の場合を除く。)に準用する。この場合において、同条第一項及び第四項中「第九条第一項」とあるのは、「第十四条第一項」と読み替えるものとする。

(業務の委託)

第十五条 第一種電気通信事業者は、電気通信業務の一部を委託しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 その電気通信役務を効率的に提供するために当該委託が必要とする特別の事情があること。

二 受託者が当該業務を行うのに適していること。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併)

第十六条 第一種電気通信事業の全部の譲渡し及び譲受けは、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第一種電気通信事業者たる法人の合併は、郵

政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、第一種電気通信事業者たる法人と第一種電気通信事業を営まない法人が合併する場合において、第一種電気通信事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。

3 第十条及び第十一條の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一種電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は第一種電気通信事業者たる法人の合併があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、第一種電気通信事業者の地位を承継する。

(相続)

第十七条 第一種電気通信事業者が死亡した場合においては、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該第一種電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。)が被相続人たる第一種電気通信事業者の地位を承継する。

2 前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について郵政大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に、第一種電気通信事業の許可是、その効力を失う。

3 第十条及び第十一條の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十八条 第一種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の事業の休止の許可は、一年を超える期

4 郵政大臣は、第一種電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第一項の許可又は前項の認可をしなければならない。

5 第十九条 郵政大臣は、第一種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第九条第一項の許可を取り消すことができる。

2 第十二条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内に事業を開始しないとき。

3 第二十二条第一項の規定により第九条第一項の許可を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

4 第二十一条 郵政大臣は、前項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長の期間)内に事業を開始しない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に、第一種電気通信事業の許可是、その効力を失う。

5 第二十三条 郵政大臣は、第一項第二号の事項を変更しようとするときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

6 第二十四条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長の期間)内に事業を開始しない旨の処分があつたときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

7 第二十三条第一項の規定により届け出た旨を郵政大臣が届け出なければならぬ。

8 第二十二条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長の期間)内に事業を開始しない旨の処分があつたときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

9 第二十三条第一項の規定により届け出た旨を郵政大臣が届け出なければならぬ。

10 第二十二条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長の期間)内に事業を開始しない旨の処分があつたときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

11 第二十三条第一項の規定により届け出た旨を郵政大臣が届け出なければならぬ。

12 第二十二条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長の期間)内に事業を開始しない旨の処分があつたときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

13 第二十三条第一項の規定により届け出た旨を郵政大臣が届け出なければならない。

14 第二十二条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長の期間)内に事業を開始しない旨の処分があつたときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

15 第二十三条第一項の規定により届け出た旨を郵政大臣が届け出なければならない。

16 第二十二条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長の期間)内に事業を開始しない旨の処分があつたときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

17 第二十三条第一項の規定により届け出た旨を郵政大臣が届け出なければならない。

業とする。

2 一般第二種電気通信事業は、特別第二種電気通信事業以外の第二種電気通信事業とする。

3 特別第二種電気通信事業は、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する第二種電気通信事業であつて当該設備の規模が電気通信回線の収容能力を基礎として政令で定める基準を超える規模であるもの及び本邦外の場所との間の通信を行ふための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業とする。

4 (一般第二種電気通信事業の届出)

第二十二条第一項の規定により一般第二種電気通信事業を営もうとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

5 (一般第二種電気通信事業の届出)

第二十二条第一項の規定により一般第二種電気通信事業を営む者(以下「一般第二種電気通信事業者」という。)は、同項第一号の事項に変更があつたときは、逎済なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

6 (一般第二種電気通信事業の譲渡し等)

第二十三条第一項の規定により届け出た旨を郵政大臣が届け出なければならない。

7 (一般第二種電気通信事業の譲渡し等)

第二十三条第一項の規定により届け出た旨を郵政大臣が届け出なければならない。

8 (一般第二種電気通信事業の譲渡し等)

第二十三条第一項の規定により届け出た旨を郵政大臣が届け出なければならない。

9 (一般第二種電気通信事業の譲渡し等)

第二十三条第一項の規定により届け出た旨を郵政大臣が届け出なければならない。

10 (一般第二種電気通信事業の譲渡し等)

第二十三条第一項の規定により届け出た旨を郵政大臣が届け出なければならない。

11 (一般第二種電気通信事業の譲渡し等)

第二十三条第一項の規定により届け出た旨を郵政大臣が届け出なければならない。

12 (一般第二種電気通信事業の譲渡し等)

第二十三条第一項の規定により届け出た旨を郵政大臣が届け出なければならない。

政大臣に届け出なければならない。

一般第二種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

一般第二種電気通信事業者が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産による場合については、破産管財人は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(特別第二種電気通信事業の登録)

第二十四条 特別第二種電気通信事業者登録を受ける者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

三 電気通信設備の概要

前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十五条 郵政大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合には、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次の事項を特別第二種電気通信事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

二 郵政大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十六条 郵政大臣は、第二十四条第二項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当すると

き、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることになくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十八条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

四 その事業を適確に遂行するに足りる経営的基礎及び技術的能力を有しない者

前項の登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

三 電気通信設備の概要

前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

(変更登録等)

第二十七条 第二十四条第一項の登録を受けた者（以下「特別第二種電気通信事業者」という。）は、同条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の変更登録を受けなければならぬ。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

前項の変更登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第二十九条 郵政大臣は、次条において準用する第二十三条第三項若しくは第四項の規定による電気通信事業の全部の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該特別第二種電気通信事業者の登録を抹消しなければならない。

(準用)

第三十条 第二十二条の規定は、特別第二種電気通信事業者について準用する。

(契約認可等)

第三十一条 第一種電気通信事業者は、第一項の規定により契約認可を受けて了契約認可を受けるべき提供条件について、同項の認可を受けた契約認可によらなければ電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により電気通信役務の料金を減免する場合では、この限りでない。

第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める契約認可で定めるべき提供条件について、同項の認可を受けた契約認可によらなければ電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。

第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める契約認可で定めるべき提供条件について、同項の認可を受けた契約認可によらなければ電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。

第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める契約認可で定めるべき提供条件について、同項の認可を受けた契約認可によらなければ電気通信役務を提供してはならない。これを変更しようとするときは、契約認可を定め、その実施前に郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、契約認可を定め、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。同様とする。

第三项及び第四項の規定は、特別第二種電気通信事業者による電気通信役務の提供に係る提

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第一種電気通信事業者及びその利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供をされた場合において、公共の利益を阻害すると認められるとき）。

四 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。

五 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(登録の取消し等)

第二十八条 郵政大臣は、特別第二種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第二十一条第一項の登録を取り消すことができる。

一 特別第二種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるとき。

二 不正の手段により第二十四条第一項の登録又は第二十七条第一項の変更登録を受けたとされる至つたとき。

三 第二十六条第一項第一号又は第三号に該当する。

四 第二十六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第二十九条 郵政大臣は、次条において準用する第二十三条第三項若しくは第四項の規定による電気通信事業の全部の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該特別第二種電気通信事業者の登録を抹消しなければならない。

(準用)

第三十条 第二十二条の規定は、特別第二種電気通信事業者について準用する。

(契約認可等)

第三十一条 第一種電気通信事業者は、第一項の規定により契約認可を受けて了契約認可を受けるべき提供条件について、同項の認可を受けた契約認可によらなければ電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。

第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める契約認可で定めるべき提供条件について、同項の認可を受けた契約認可によらなければ電気通信役務を提供してはならない。これを変更しようとするときは、契約認可を定め、その実施前に郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、契約認可を定め、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。同様とする。

第三项及び第四項の規定は、特別第二種電気通信事業者による電気通信役務の提供に係る提

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第一種電気通信事業者及びその利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供をされた場合において、公共の利益を阻害すると認められるとき）。

四 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。

五 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第一種電気通信事業者及びその利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供をされた場合において、公共の利益を阻害すると認められるとき）。

四 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。

五 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

供条件について適用する。この場合において、第三項中「同項の認可を受けた」とあるのは、「第五項の規定により届け出た」と読み替えるものとする。

(契約款の掲示)

第三十二条 第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者は、前条第一項の認可を受けた契約款(第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。)百十一条第二号において同じ。)又は前条第五項の規定により届け出た契約款を、営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならぬ。

2 前項の規定は、前条第一項又は第五項の郵政省令で定める事項に係る提供条件について適用する。

(会計の整理)

第三十三条 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、郵政省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

(提供義務)

第三十四条 第一種電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における電気通信役務の提供を拒んではならない。

(業務の停止等の報告)

第三十五条 電気通信事業者は、第八条第一項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他郵政省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、郵政大臣に報告しなければならない。(業務の改善命令)

第三十六条 郵政大臣は、電気通信役務の料金その他の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、利用者の利益を阻害していると認めるときは、第一種電気通信事業者

に対し、相当の期限を定め、第三十一条第一項の認可を受けた契約款の変更の認可を申請す

べきことを命ずることができる。

2 郵政大臣は、第一種電気通信事業者の業務の方法に關し通信の秘密の確保に支障があると認

めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第一種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第一種電

電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するため必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができ

る。

第三十七条 郵政大臣は、一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者(以下この条において「第二種電気通信事業者」という。)の業務の方法に關し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第一種電

電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるとき、又は第二種電気通信事業の経営によりこれと電

気通信役務に係る需要を共通とする第一種電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当

該第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益を保護することを命ずることができる。

第三十八条 第一種電気通信事業者は、他の第一種電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に關する協定を締結しようとするときは、郵

政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、当該協定が公共の利益を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

(電気通信設備の接続又は共用に關する命令)

第三十九条 郵政大臣は、電気通信設備の接続又は共用に關する第一種電気通信事業者間の協議が調わない場合又は協議をすることができない場合で、当事者から申立てがあつた場合において、当該接続又は共用が公共の利益を増進するため特に必要であり、かつ、適切であると認められるときは、当該接続又は共用に關し、前条第一項の規定による協定を締結すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による協定を締結すべきことを命ずることができる。

3 郵政大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えるなければならない。

4 郵政大臣は、第二項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

5 第二項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

6 第二項の裁定があつたことを知った日から三月以内に、訴訟があつたことを知った日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

8 第二項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

(外国政府等との協定等の認可)

第四十条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外國法人との間に、電気通信業務に關する協定又は契約であつて郵政省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(電気通信設備の維持)

第四十一条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備(以下「事業用電気通信設備」という。)を郵政省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次の事項

別第二種電気通信事業者に係るものにあつては、第一号から第三号までの事項)が確保されるものとして定められなければならない。

1 電気通信設備の損壊又は故障により、電気

通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようになること。

2 電気通信設備の品質が適正であるようにならうこと。

3 通信の秘密が侵されないようになること。

4 利用者又は他の電気通信事業者の接続する

電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害

を与えないようになること。

5 他の電気通信事業者の接続する電気通信設

備との責任の分界が明確であるようにするこ

(技術基準適合命令)
第四十二条 郵政大臣は、事業用電気通信設備が前条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者に対し、その技術基準に適合するよう当該設備を修理し、若しくは改造することを命じ、又はその使用を制限することができる。

(管理規程)

第四十三条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、郵政省令で定めることにより、事業用電気通信設備の管理規程を定め、事業の開始前に、郵政大臣に届け出なければならない。

2 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、管轄規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を郵政大臣に届け出なければならない。

(電気通信主任技術者)

第四十四条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させたる郵政省令で定めるところにより、電気通信主任技術者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。

2 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(電気通信主任技術者資格有証)

第四十五条 電気通信主任技術者資格有証の種類は、伝送交換技術及び線路技術について郵政省令で定める。

2 電気通信主任技術者資格有証の交付を受ける者が監督することができる電気通信設備の

工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、前項の電気通信主任技術者資格有証の種類に応じて郵政省令で定める。

(電気通信主任技術者の義務)
第四十八条 電気通信主任技術者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督の職務を誠実に行わなければならぬ。

3 一 電気通信主任技術者試験に合格した者
二 電気通信主任技術者資格有証の交付を受け

省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを作成した者
三 前二号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると郵政大臣が認定した者

4 郵政大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、電気通信主任技術者資格有証の交付を行わないことができ

一 次条の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けた者が証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

5 電気通信主任技術者資格有証の交付に関する手続の事項は、郵政省令で定める。

(電気通信主任技術者資格有証の返納)

2 前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。
一 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
二 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。

3 前二項の検査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(自営電気通信設備の接続)

第五十二条 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業者以外の者からその電気通信設備(端末機器)との接続を除き、その電気通信回線設備と利用者の接続する端末機器との責任の分界が明確であるようにすること。

2 第五十一条 郵政大臣は、申請により、郵政省令で定める種類の端末機器の機器(以下「端末機器」という。)について、前条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していることの認定(以下「技術基準適合認定」という。)を行ふ。

2 郵政大臣は、技術基準適合認定をしたとき

は、郵政省令で定めることにより、その端末機器に技術基準適合認定をした旨の表示を付するものとする。

3 技術基準適合認定を受けた端末機器以外の端末機器には、前項(第七十二条において準用する場合を含む。)の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(端末設備の接続の検査)
第二款 端末設備の接続等

第一種電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が第四十九条第一項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

2 第一種電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が第四十九条第一項の技術基準に適合するかどうかの検査を請求を拒んではならない。

3 第二項の検査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の検査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第五十三条 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業者以外の者からその電気通信設備(端末機器)との接続を除き、その電気通信回線設備と利用者の接続する端末機器との責任の分界が明確であるようにすること。

2 第五十一条 郵政大臣は、申請により、郵政省令で定める種類の端末機器の機器(以下「端末機器」という。)について、前条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していることの認定(以下「技術基準適合認定」という。)を行ふ。

2 郵政大臣は、技術基準適合認定をしたとき

二 その自営電気通信設備を接続することにより当該第一種電気通信事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認定を受けたとき。

2 第四十九条第二項の規定は前項第一号の技術基準について、前条の規定は同項の請求に係る自営電気通信設備の接続の検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第四十九条第一項の技術基準」とあるのは、「第五十二条第一項第一号の技術基準(同号の技術的条件を含む。)」と読み替えるものとする。

(工事担任者による工事の実施及び監督)

第五十三条 利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者(以下「工事担任者」といいう。)に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければならない。ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

2 工事担任者は、その工事の実施又は監督の職務を誠実に行わなければならない。

(工事担任者資格者証)

第五十四条 工事担任者資格者証の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に係る工事の範囲は、郵政省令で定める。

2 第四十五条第三項から第五項まで及び第六条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十五条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは、「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは「知識及び技能」と読み替えるものとする。

(工事担任者試験)

第五十五条 工事担任者試験は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に関する必要な知識及び技能について行う。

第五十六条 第五節 指定試験機関及び指定認定機関

第一款 指定試験機関

(指定試験機関の指定等)

2 第四十七条第二項及び第三項の規定は、工事担任者試験について準用する。この場合において、同条第二項中「電気通信主任技術者資格者証」とあるのは、「工事担任者資格者証」とあるのは、「工事担任者資格者証」と読み替えるものとする。

2 第四十九条第二項の規定は前項第一号の技術基準について、前条の規定は同項の請求に係る自営電気通信設備の接続の検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第四十九条第一項の技術基準」とあるのは、「第五十二条第一項第一号の技術基準(同号の技術的条件を含む。)」と読み替えるものとする。

2 第五十六条 郵政大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

4 郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の試験事務を行わないものとする。

(指定試験機関の指定の基準)

第五十七条 郵政大臣は、前条第二項の申請に係る区分の試験事務につき他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

(試験員)

第五十八条 指定試験機関は、試験事務を行おう場合において、電気通信主任技術者として必要な専門的知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、郵政省令で定める要件を備える者(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

(試験員の選任及び解任)

第五十九条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、選任なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

2 試験事務以外の業務を行つてゐる場合に力があること。

3 試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

2 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経済的基礎及び技術的能力があること。

3 試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経済的基礎及び技術的能力があること。

2 指定試験機関は、試験事務の実施に関する計画及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第六十三条 指定試験機関は、郵政省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に関する事項で郵政省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

二 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、それが執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十一条の規定により設立された法人以外の者でないこと。

2 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(試験員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(試験員を含む。)は、試験事務に従事して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第六十一条 指定試験機関は、郵政省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適確な実施上不適当となつたと認めると、これを変更しようとすると、これを変更すべきことを命ずることができる。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、郵政省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に関する事項で郵政省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第六十四条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に對し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第六十五条 指定試験機関は、郵政大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廢止してはならない。

2 郵政大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第六十六条 郵政大臣は、指定試験機関が第五十七条第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 郵政大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この款の規定に違反したとき。

二 第五十七条第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第五十九条第三項、第六十一条第二項又は第六十四条の規定による命令に違反したとき。

四 第六十一条第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 郵政大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(郵政大臣による試験事務の実施)

第六十七条 郵政大臣は、指定試験機関が第六十五条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前項第二項の規定により指定期間内に試験事務の全部若しくは

一部の停止を命じたとき、又は指定期間内が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第五十六条第四項の規定にかかわらず、試験事務の全部又は

一部を自ら行うものとする。

2 郵政大臣は、前項の規定により試験事務を行ふこととし、又は同項の規定により行つてはならないこととしないこと。

3 郵政大臣が、第一項の規定により試験事務を行ふこととし、第六十五条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前項第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他必要な事項は、郵政省令で定める。

4 行うこととし、第六十五条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前項第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

2 郵政大臣は、前項の規定により試験事務を行ふこととし、第六十五条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前項第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他必要な事項は、郵政省令で定める。

3 郵政大臣が、第一項の規定により試験事務を行ふこととし、第六十五条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前項第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他必要な事項は、郵政省令で定める。

4 行うこととし、第六十五条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前項第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他必要な事項は、郵政省令で定める。

確及び技術的能力があること。

三 技術基準適合認定の業務以外の業務を行つてある場合には、その業務を行うことによつて技術基準適合認定の業務が不公正になるおそれがないこと。

四 その指定することによつて当該申請に係る区分の技術基準適合認定の業務の適確な実施を阻害することとならないこと。

2 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

3 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

4 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

5 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

6 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

7 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

8 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

9 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

10 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

11 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

12 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

13 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

14 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

15 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

16 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

17 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

18 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

19 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

20 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

21 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

22 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

九条第三項、第六十一条及び第六十六条第一項

第四号中「試験事務規程」とあるのは「業務規程」と、第六十条、第六十一条、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第三項並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定の業務」と、第六十三条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定」と、第六十六条第二項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定の業務」と、第六十三条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定」と、第六十六条第二項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

23 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

24 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

25 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

26 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

27 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

28 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

29 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

30 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

31 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

32 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

33 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

34 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

35 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

36 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

37 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

38 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

39 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

40 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

41 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

42 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

43 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

44 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

45 第六十二条第一項第一号中「この款」とあるのは「第六十七条第二項第一号」並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

3 第一項の使用権の存続期間は、十五年（地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年）とする。ただし、同項の協議又は第七十七条第二項若しくは第三項の裁定においてこれより短い期間を定めたときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

5 通信事業者及び土地等の所有者は、郵政省令で定めるところにより、その協議において定めた事項を都道府県知事に届け出るものとする。

6 前項の届出があつたときは、その届け出たところに従い、第一種電気通信事業者がその土地等の使用権を取得し、又は当該使用権の存続期間が延長されるものとする。

（裁定の申請）

第七十四条 前条第一項の規定による協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める手続に従い、その土地等の使用について、都道府県知事の裁定を申請することができる。ただし、同項の認可があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2 第一種電気通信事業者は、使用権の存続期間の延長について前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地等を使用することができる。

（裁定）

第七十五条 都道府県知事は、前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写しを当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日か

ら一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を都道府県知事に報告しなければならない。

4 前三项の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区の区長」と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては「区長」と、全部事務組合のある地にあつては「全部事務組合の管理者」と、役場事務組合のある地にあつては「役場事務組合の管理者」とする。

5 都道府県知事は、第七十四条第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を第一種電気通信事業者及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、第一種電気通信事業者は、その土地等の使用権を取得するものとする。

7 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権の存続期間は、その裁定において定められた期間延長されるものとする。

8 第三十九条第六項から第八項までの規定は、第七十四条第一項の規定について準用する。この場合において、第三十九条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「対価の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。（土地等の一時使用）

第七十八条 第一種電気通信事業者は、次に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であるが、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これらを使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

1 線路に関する工事の施行のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置

2 二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路その他の電気通信設備の設置

3 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定においては、延長する期間（延長に際し前項第五号に掲げる事項を変更するときは、延長する期間及び当該変更後の同号に掲げる事項）を定めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項第五号に掲げる事項（前項に規定する変更後のものを含む。）について

（前項に規定する変更後のものを含む。）に基づいて裁定しなければならない。この場合

合において、同号の対価の額の基準は、その使用により通常生ずる損失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。

5 都道府県知事は、第七十四条第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を第一種電気通信事業者及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、第一種電気通信事業者は、その土地等の使用権を取得するものとする。

7 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権の存続期間は、その裁定において定められた期間延長されるものとする。

8 第三十九条第六項から第八項までの規定は、第七十四条第一項の規定について準用する。この場合において、第三十九条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「対価の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。（土地等の一時使用）

第七十八条 第一種電気通信事業者は、次に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であるが、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これらを使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

1 線路に関する工事の施行のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置

2 二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路その他の電気通信設備の設置

3 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定においては、延長する期間（延長に際し前項第五号に掲げる事項を変更するときは、延長する期間及び当該変更後の同号に掲げる事項）を定めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項第五号に掲げる事項（前項に規定する変更後のものを含む。）について

（前項に規定する変更後のものを含む。）に基づいて裁定しなければならない。この場合

都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3 第一種電気通信事業者は、第一項の規定によれば、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。

4 前項の規定により一時使用しようとするときは、その身分を示す證明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項の規定による一時使用のため他の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合は、六月（同項第二号に規定する場合において板線路又は測標を設置したときは、一年）を超えること）ができない。

6 第一項の規定による一時使用のため他の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合は、六月（同項第二号に規定する場合において板線路又は測標を設置したときは、一年）を超えること）ができない。

7 第一項の規定による一時使用のため他の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合は、六月（同項第二号に規定する場合において板線路又は測標を設置したときは、一年）を超えること）ができない。

8 第一項の規定による一時使用のため他の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合は、六月（同項第二号に規定する場合において板線路又は測標を設置したときは、一年）を超えること）ができない。

9 第一項の規定による一時使用のため他の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合は、六月（同項第二号に規定する場合において板線路又は測標を設置したときは、一年）を超えること）ができない。

10 第一項の規定による一時使用のため他の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合は、六月（同項第二号に規定する場合において板線路又は測標を設置したときは、一年）を超えること）ができない。

11 第一項の規定による一時使用のため他の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合は、六月（同項第二号に規定する場合において板線路又は測標を設置したときは、一年）を超えること）ができない。

12 第一項の規定による一時使用のため他の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合は、六月（同項第二号に規定する場合において板線路又は測標を設置したときは、一年）を超えること）ができない。

13 第一項の規定による一時使用のため他の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合は、六月（同項第二号に規定する場合において板線路又は測標を設置したときは、一年）を超えること）ができない。

（通行）

第一種電気通信事業者は、線路に関する工事又は線路の維持のため必要があるとき

は、他人の土地を通行することができる。

2 第五十二条第三項及び第七十八条第三項及び第四項の規定は、第一種電気通信事業者が前項の規定により他の土地を通行する場合につれて準用する。

ないではならない。ただし、河川管理者が河川工事を行う場合、海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)第二条第一項に規定する海岸管理者(以下この条において「海岸管理者」という。)が同法第二条第一項に規定する海岸保全施設(以下この項において「海岸保全施設」という。)に関する工事を施工する場合又は同法第六条第一項の規定により主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合においてやむを得ない事情があるとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5 都道府県知事(漁業法第二百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行使する場合は、農林水産大臣。次項において同じ。)は、第一種電気通信事業者の申請があつた場合において、水底線路を保護する必要があると認めるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命ずることができる。

6 都道府県知事は、第一項の保護区域の水面における漁業権の設定については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

7 海岸管理者は、第一項の保護区域の水面における施設若しくは工作物の設置又は行為の許可については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

第八十七条 第一種電気通信事業者は、前条第五項の規定による漁業権の取消し、変更又はその行使の停止によって生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

2 漁業法第三十九条第六項から第十一項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、及び同条第十項中「政府」とあるのは、「第一種電気通信事業者」と読み替えるものとする。

第八十八条 船舶は、水底線路の敷設若しくは修理に従事している船舶であつて、その旨を示す

標識を掲げているものから千メートル以内で郵政省令で定める範囲内(河川については、五十メートル以内)又は敷設若しくは修理中の水底線路の位置を示す浮標であつて、その旨の標識を掲げてあるものから四百メートル以内で郵政省令で定める範囲内(河川については、三十メートル以内)の水面を航行してはならない。

第四章 雜則

(許可等の条件)

第八十九条 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可若しくは認可の趣旨に照らして、又は許可若しくは認可に係る事項の確定な実な実施を図るために必要最小限のものでなければならない。

(適用除外等)

第九十条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一 専らの者(電気通信事業者たる者の者を除く。)に電気通信役務を提供する電気通信事業

二 その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内である電気通信設備その他郵政省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信事業

4 前項の規定にかかるわらず、第三条及び第四条の規定は、同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信についても適用する。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第九十一条 証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして郵政省令で定める株式を発行している会社である第一種電気通信事業者は、その株式を取得した第十二条第四号から第十三条までに規定するものに限り、同条第一項の規定による処分を行つてはならない。

ら第六号までに掲げる者又はこれらの者の占める議決権の割合が郵政省令で定める割合以上である法人若しくは団体(次項において「外国人等」という。)から、その氏名及び住所を株主名簿に記載することとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同条第七号に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載することを拒むことができない。

(審議会への諮問)

第九十二条 郵政大臣は、次に掲げる処分等を行うとともに、政令で定める審議会(以下この条において「審議会」という。)に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならない。ただし、審議会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

2 前項の第一種電気通信事業者は、郵政省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が郵政省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

(報告及び検査)

第九十三条 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者に対して、その事業に關し報告をさせ、又はその職員に、第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定認定機関に對し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定認定機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第九十五条 郵政大臣は、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七条、第三十九条第一項、第四十六条(第五十四条第二項において準用する場合を含む。)、第五十九条第三項(第七十二条第一項第一号の規定による技術基準に係る郵政省令の制定、変更又は廃止)(聴聞)

5 第四十二条第一項第一号の規定による技術基準に係る郵政省令の制定、変更又は廃止

4 第一条及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。

3 第一条及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。

2 第九十三条 この法律の規定により、第一種電気通信事業に関し、郵政大臣が郵政省令(政令で定めるものに限る。)を定め、若しくは命令その他の処分(政令で定めるものに限る。)を行つてはならない。

合人は郵政大臣に対し第二種電気通信事業に関する届出(政令で定めるものに限る。)若しくは登録の申請があつた場合における必要な関係行政機関との協議、これに対する通知その他の手続については、政令で定める。

の内容を示さなければならない。

3 第一項の聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきではない。

(不服申立ての手続における聴聞)

第九十六条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前条の規定により聽聞をした後にしなければならない。

(指定試験機関等の処分についての審査請求)

第九十七条 この法律の規定による指定試験機関又は指定期間等の処分に不服がある者は、郵便又は指定認定機関の処分に不服がある者は、郵政大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(手数料)

第九十八条 第十二条第四項の規定による確認を受けける者、電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験を受けようとする者、技術基準適合認定を受けようとする者又は電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘定して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料は、指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、指定認定機関が行う技術基準適合認定を受けようとする者の納めるものについては当該指定認定機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

(経過措置)

第九十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第一百条 第九条第一項の規定に違反して第一種電気通信事業を営んだ者は、三年以下の懲戒若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百一条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十八条第一項の規定に違反して第一種電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

二 第三十四条の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだ者

三 第一百二条第三項の規定に違反して電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

四 第三十六条第一項若しくは第二項、第三十一条、第三十九条第一項又は第四十一条の規定による命令又は処分に違反した者

五 第三十八条第一項又は第四十条の規定に違反して協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止した者

六 第四十四条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつた者

七 第一百八条次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第一項の規定に違反して一般第二種電気通信事業を営んだ者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第二十七条第一項の規定に違反して第二十一条第二項第一号又は第三号の事項を変更した者

三 第三十二条第六項において準用する同条第三項の規定に違反して電気通信役務を提供した者

四 第五十条第三項の規定に違反して技術基準適合認定をした旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付した者

務に関し知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百六条 第六十六条第二項(第七十二条において適用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をして指定試験機関又は指定認定機関の役員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百七条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反して第九条第一項第二号から第四号までの事項を変更した者

二 第三十三条(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第六十五条第一項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して試験事業又は技術基準適合認定の業務の全部を廃止したとき。

四 第六十三条(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

五 第九十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 第九十二条第五項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)第二十二条第三項、第二十三条规定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

八 第一百十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

九 第一百二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十 第一百二十二条第五項(第十四条第五項において準用する場合を含む。)第二十二条第三項、第二十三条规定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第一百二十二条第六項(第十四条第六項において準用する場合を含む。)第二十二条第三項、第二十三条规定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第一百二十二条第七項(第十四条第七項において準用する場合を含む。)第二十二条第三項、第二十三条规定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第一百二十二条第八項(第十四条第八項において準用する場合を含む。)第二十二条第三項、第二十三条规定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第一百二十二条第九項(第十四条第九項において準用する場合を含む。)第二十二条第三項、第二十三条规定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十五 第一百二十二条第十項(第十四条第十項において準用する場合を含む。)第二十二条第三項、第二十三条规定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百九条 第九十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした電気通信事業者又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者の役員若しくは職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百十条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百十一条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百十二条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百十三条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

第一百四条 第二項に規定する通信を含む。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百五条 第二項に規定する通信を含む。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百六条 第二項に規定する通信を含む。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百七条 第二項に規定する通信を含む。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百八条 第二項に規定する通信を含む。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百九条 第二項に規定する通信を含む。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百十条 第二項に規定する通信を含む。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百一十条 第二項に規定する通信を含む。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百一十二条 第二項に規定する通信を含む。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百一十三条 第二項に規定する通信を含む。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百一十四条 第二項に規定する通信を含む。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百一十五条 第二項に規定する通信を含む。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百一十六条 第二項に規定する通信を含む。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

用する第四十五条第三項第三号の認定を受けたものとみなす。

この法律の施行前に旧公社又は国際電電が旧公衆法第一百条第一項の規定により行つた届出は、日本電電又は国際電電が第八十五条第一項の規定により行つた届出とみなす。

第十六条 この法律の施行の際に旧公衆法第一百条第一項の規定により指定されている区域については、第八十六条第一項の規定による保護区域の指定があつたものとみなす。

第十七条 この法律の施行前に、旧公衆法又はこれに基づく命令により旧公社若しくは国際電電に対して行い、又はこれらの者が行つた処分、手続その他の行為は、この法律の相当する規定により、日本電電若しくは国際電電に対して行い、又はこれらの者が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前の旧公社又は国際電電の取扱中に係る通信の秘密に関しては、旧公衆法第一百十二条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「公衆電気通信業務に従事する者」とあるのは、「電気通信事業法の施行の際に公衆電気通信業務に従事していた者で同法の施行後引き続き電気通信事業に従事するもの」とする。

第十九条 第十一条第一号及び第三号、第二十六条第一項第一号及び第三号並びに第五十七条第二項第二号及び第四号イ(第六十九条第二項において準用する場合を含む)の規定の適用について、この法律の施行前に旧公衆法の規定により罰金以上の刑に処せられた者(その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を

経過しない者に限る)又はこれらの者をその役員に含む法人若しくは団体は、これらの規定に該当する者とみなす。

第二十条 附則第四条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

理由

今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、電気通信事業に競争原理を導入することによりその効率化、活性化を推進するとともに、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとすることにより、電気通信役務の円滑な提供を確保し、及び利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信事業法案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、電気通信事業に競争原理を導入することによりその効率化、活性化を推進するとともに、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を保護し、もつて電気通信の健全な発達を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1 総則的事項

電気通信に関する用語の定義、電気通信事業者が取り扱う通信の秘密の保護、検閲の禁止を規定するとともに、利用の公平及び重要な通信の確保について規定する。

事業の種類

電気通信事業の種類は、第一種電気通信事業(自ら電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業)及び第二種電気通信事業(第一種電気通信事業者から電気通信回線設備の提供を受けて電気通信役務を提供する事業)とに区分する。

第一種電気通信事業

(一) 第一種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければならぬものとする。

(二) 許可の基準は、その事業の開始によつて、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が著しく過剰となること、その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること等とする。

(三) 郵政大臣は、一定の欠格事由に該当する者(外資比率が三分の一以上の法人を含む)には、許可をしてはならないものとする。

(四) 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないものとする。

(五) 第一種電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における電気通信役務の提供を拒んではならないものとする。

(六) 第一種電気通信事業者は、他の第一種電気通信事業者と電気通信回線設備の接続等について協定を締結しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならないものとする。

(七) 第一種電気通信事業者は、電気通信回線設備に端末設備の接続等

種電気通信事業(特別第二種電気通信事業以外の第二種電気通信事業)及び特別第二種電気通信事業(電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供するもの)であつて当該設備の規模が政令で定める基準を超える規模であるもの及び本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するもの)とする。

からの申立てに基づき当該協定の締結を命ずることができるものとする。

第二種電気通信事業

(一) 第二種電気通信事業の種類は、一般第二

種電気通信事業(特別第二種電気通信事業以外の第二種電気通信事業)及び特別第二種電気通信事業(電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供するもの)であつて当該設備の規模が政令で定める基準を超える規模であるもの及び本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するもの)とする。

の通信の用に供するもの)とする。

者は、その旨を郵政大臣に届け出なければならぬものとする。

(二) 特別第二種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の登録を受けなければならないものとする。

(三) 郵政大臣は、登録の申請者が一定の欠格事由に該当する場合等においては、その登録を拒否しなければならないものとする。

(四) 郵政大臣は、第一種電気通信事業者に対し、契約約款の変更の申請を求めることができるものとする。

(五) 郵政大臣は、電気通信事業者の業務の方針が適切でないため、通信の秘密の確保に支障が生じる等利用者の利益等が阻害されていると認めるときは、業務の方法の改善等の措置をとることを命ぜることができるものとする。

(六) 電気通信設備の維持等

(一) 第一種電気通信事業者は、事業用設備を、郵政省令で定める技術基準に適合するよう維持し、また、事業用設備の工事、維持等に関する事項を監督させるため電気通信主任技術者を選任しなければならないものとする。

(二) 第二種電気通信事業者は、利用者から電気通信回線設備に端末設備の接続を請求されたときは、その接続が郵政省令で定める

技術基準に適合する場合にはその請求を拒むことができないものとする。

(二) 郵政大臣は、端末設備の機器の技術基準

適合認定を行うものとし、電気通信主任技

術者及び工事担当者に関する規定を定める

ものとする。

8 土地の使用

第一種電気通信事業者は、事業の遂行上必要なときは、他人の土地の使用又は立入り、公用水面の使用等を行うことができるものとする。

9 その他

(一) この法律の規定は、一定の電気通信事業者(他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する第二種電気通信事業を含む。)については適用しないものとする。

(二) 郵政大臣は、事業の許可、料金の認可等重要な処分をしようとするときは、政令で定める審議会に諮り、その決定を尊重しなければならないものとする。

(三) 政府は、この法律の施行の日から三年以内に、この法律の施行の状況についての検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

例 公衆電気通信法を廃止するとともに、その他の所要の措置を講ずるものとする。

10 施行期日

この法律は、昭和六十年四月一日から施行するものとする。

一一 議案の可決理由

今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、電気通信事業に競争原率を導入することにより、電気通信の健全な発達を図ることは妥当と認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十九年七月十九日

衆議院議長 福永 健司殿

通信委員長 志賀 節

〔別紙〕

電気通信事業法案に対する附帯決議

〔別紙〕

今次改革は、我が国の明治以来の電気通信の元的運営体制と三十年に及ぶ公社制度に対する抜本的変革をもたらすものである。この改革が眞に

国民利用者の利益となつて還元されるようにするためには、あまねく公平なサービスの提供、公

の福祉増進と国民の利便の確保等、電気通信事業の公共性に対する十分な配意と、他方、公正か

ら有効な競争の導入を図る中で、新会社に対する十分な当事者能力の付与による事業経営の一層の効率化、活性化施策の実施が極めて重要な課題とな

る。

したがつて、政府はこのよう観点から、電気通信が今後の高度情報社会に向けて果たす先導的役割にも、十分な認識と展望を持ち、今回の三法案の施行に當たっては、次の各項の実施に努めるべきである。

一 政府は、我が国が通信主権を守り、先端的な電気通信技術の開発を進め、国民経済、産業の発展に寄与し、国際競争力の強化に対応するものとする。

二 政府は、競争原理を有効に機能させるため、

電気通信事業の開拓を進め、新規参入者の間の公正な競争の確保に努めることとともに、新規参入の促進及び振興に特段の配慮をすること。

三 政府は、高度情報社会に向けて情報通信の果たす役割の重要性にかんがみ、情報通信産業の育成振興を図るために、情報通信の基盤整備のた

行うに當たつては、収支計画及び資金計画は、その添付資料とすること。

日本電信電話株式会社は、日本電信電話公社の解散の際、現に行つてある業務の全てを承継するものとし、その業務の分離については、日本電信電話株式会社の自主性を尊重すること。

日本電信電話株式会社の専用線の料金体系の下では第二種電気通信事業者による専用線の単純再販が

日本電信電話株式会社の経営に支障を及ぼすこととにかんがみ、単純再販を禁ずる約款についても認可すること。

政府は、日本電信電話株式会社の経営の自主性を尊重し、賃金その他労働条件等労使間の自主決定に介入しないものとすること。

日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行わないものとすること。

政府は、毎年一回、第一種電気通信事業に関する情報通信概況をとりまとめ、国会に報告すること。

一 政府は、毎年一回、第一種電気通信事業に関する情報通信概況をとりまとめ、国会に報告すること。

二 政府は、日本電信電話株式会社の株式処分に伴う売却益の処分については、日本電信電話公社の資産形成の経緯並びに本委員会における審議の経過等にかんがみ、国民にとって有効であり、かつ、疑惑を招かぬような方法で行うべきものとすること。

なお、株式が特定の個人・法人に集中することのないよう売却に當たつては十分配慮すること。

二 第二十九条第六号中、「日本国有鉄道法第四十一条の二第二項及び日本電信電話公社法第七十条第二項」を「及び日本電信電話公社法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十八条の二第二項」に改める。

三 第二十三条第一項第二号中、「日本国有鉄道及び日本電信電話公社以外のものが國又は公社(以下同じ。)」を「及び日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。

日本又は日本国有鉄道」に改め、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日本

国有鉄道」に改める。

四 第二十九条第六号中、「日本国有鉄道法第四十一条の二第二項及び日本電信電話公社法第七十条第二項」を「及び日本国有鉄道法第四十八条の二第二項」に改める。

五 第三十二条第三十三条、第三十五条第一項及び第三十七条第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

六 第三十二条第三十三条、第三十五条第一項及び第三十七条第二項中「日本国有鉄道」に改め、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日本

国有鉄道」に改める。

七 第三十二条第三十三条、第三十五条第一項及び第三十七条第二項中「日本国有鉄道」に改め、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日本

国有鉄道」に改める。

八 第三十二条第三十三条、第三十五条第一項及び第三十七条第二項中「日本国有鉄道」に改め、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日本

国有鉄道」に改める。

九 第三十二条第三十三条、第三十五条第一項及び第三十七条第二項中「日本国有鉄道」に改め、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日本

国有鉄道」に改める。

十 第三十二条第三十三条、第三十五条第一項及び第三十七条第二項中「日本国有鉄道」に改め、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日本

国有鉄道」に改める。

十一 第三十二条第三十三条、第三十五条第一項及び第三十七条第二項中「日本国有鉄道」に改め、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日本

国有鉄道」に改める。

十二 第三十二条第三十三条、第三十五条第一項及び第三十七条第二項中「日本国有鉄道」に改め、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日本

国有鉄道」に改める。

十三 第三十二条第三十三条、第三十五条第一項及び第三十七条第二項中「日本国有鉄道」に改め、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日本

国有鉄道」に改める。

十四 第三十二条第三十三条、第三十五条第一項及び第三十七条第二項中「日本国有鉄道」に改め、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日本

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

〔電話設備費負担臨時措置法及び電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法の廃止〕

第一条 次の法律は、廃止する。

〔電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)〕

二 電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法(昭和三十八年法律第五十七条)

第一条 次の法律は、廃止する。

〔会計検査院法の一部改正〕

二 法律第二百二十五号

〔電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法(昭和三十八年法律第五十七条)〕

第一条 次の法律は、廃止する。

〔会計検査院法(昭和二十二年法律第七十条二号)〕

二 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行わないものとすること。〕

三 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

四 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

五 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

六 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

七 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

八 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

九 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

十 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

十一 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

十二 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

十三 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

十四 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

十五 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

十六 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

十七 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

十八 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

十九 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

二十 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

二十一 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

二十二 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

二十三 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

二十四 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

二十五 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

二十六 法律第二百五十六号

〔日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行かないものとすること。〕

二十七 法律第二百五十六号

正する。

附則第四十三条规定「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社法」(昭和五十九年法律第百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「公共企業体又は」を「公共企業体、日本電信電話株式会社法」(昭和五十九年法律第二号)附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社又はに改める。(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第五条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は日本電信電話公社及びこれらの人」を削る。(国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 第二条第一項第一項第一号中「日本電信電話公社法」を「日本電信電話株式会社法」(昭和五十九年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第五条 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第七十四号)及びこれらの法人の一部を改正する。

附則第二項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社法」(昭和五十九年法律第二百八十二号)附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号を次のように改める。

七 削除

(北海道開発法の一部改正)

第八条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(本電線電話株式会社の一部改正)

第一百四条の見出し中「公衆電気通信設備」を「電気通信設備」に改め、同条第一項中「公衆電氣通信設備」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第二号)」第二条第五号に規定する電気通信設備に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第五条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「又は日本電信電話公社」を削る。

(国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 第二条第一項第一号中「日本電信電話公社」を削る。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第十一条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「日本電信電話公社」を削る。

(災害対策基本法の一部改正)

第十二条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(電気通信設備の一部改正)

第五十七条中「公衆電気通信設備」を「電気通信設備」に改める。

信事業法(昭和五十九年法律第二百二十二条)第二条

第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七十九条中「公衆電気通信設備」を「電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改める。

(工場抵当法の一部改正)

第十三条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「供給の下に又ハ電気通信設備ノ提供」を加える。

(国債整理基金特別会計法の一部改正)

第十四条 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十条 中「日本電信電話公社法施行法(昭和二十七年法律第二百五十一号)第八条第二項〔法律第六号〕」及び「日本電信電話公社」を削る。

(会計法の一部改正)

第十四条中「日本電信電話公社法施行法(昭和二十七年法律第二百五十一号)第八条第二項〔法律第六号〕」及び「日本電信電話公社」を削る。

(会計法の一部改正)

第十五条 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の十二中「公衆電気通信の役務」を「電気通信役務」に改める。

(財政法第三条の特例に関する法律の一部改正)

第十六条 財政法第三条の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「日本電信電話公社」を削る。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第十七条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部改正)

第十八条 国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正)

第十九条 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

(工場抵当法の一部改正)

第十四条中「日本電信電話公社」を削る。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第十四条中「日本電信電話公社」を削る。

(会計法の一部改正)

第十四条中「日本電信電話公社」を削る。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第二十一条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「公社等」を「日本国有鉄道」に改め、同条中「及び日本電信電話公社」(以下「公社等」という。)を削り、「当該公社等の負担」を「その負担」に、「当該公社等の予算」を「日本国有鉄道の予算」に改める。

(資産再評価法の一部改正)

第二十二条 資産再評価法(昭和二十五年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(資産再評価法の一部改正)

第二十二条 資産再評価法(昭和二十五年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四 削除

(予算執行職員等の責任に關する法律の一部改正)

第二十二条 予算執行職員等の責任に關する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「日本電信電話公社」を削る。

第十条第一項中「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「日本国有鉄道」に改め、「及び日本電信電話公社總裁」を削る。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に関する法律の一部改正)

第二十四条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号を次のように改める。

第二条第二項第四号を次のように改める。

四 削除

(鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に關する法律の一部改正)

第二十五条 鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に關する法律(昭和二十八年法律第二百一十九号)の一部を次のように改める。

題名中「及び電信電話債券」を削る。

本則中「及び日本電信電話公社」及び「及び電信電話債券」を削り、「並びにこれらの者が」を「及びその」に改める。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第二十六条 国家公務員等共済組合法(昭和三十年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 日本たばこ産業共済組合に係る特例(第一百一条の二一百十一条の十)」を「第九章 日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合に係る特例(第二百十一条の十)」に改める。

第二条第一項第一号ロ中「若しくは第三十一條第一項又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項」を又は第三十二条第一項に改め、同項第七号中ロを削り、ハをロとし、同号に次のように加える。

ハ 日本電信電話株式会社

第八条第一項中「及び日本電信電話公社の總裁」を削り、「日本たばこ産業株式会社が」を「日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社がそれぞれ」に改める。

第十二条の見出し中「若しくは日本電信電話公社」を削り、「日本たばこ産業株式会社」と「日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社(以下「会社」と総称する)とそれぞれ」に、「日本たばこ産業共済組合の運営規則で定める者は、当該組合を「日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合の運営規則で定める者は、それぞれの組合」に改める。

第九十九条第一項第一号及び同条第二項第二号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」という。」の下に「及び日本電信電話公社(以下「日本たばこ産業共済組合」という。)」を削り、「日本たばこ産業共済組合に所属する職員をもつて組織する組合(以下「日本たばこ産業共済組合」といふ。)」を加え、「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

日本電信電話共済組合を加え、同条第三項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第一百十一条の五第一項中「日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社(以下「会社」と総称する)とそれぞれ」に、「日本たばこ産業共済組合の運営規則で定める者は、当該組合を「日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合の運営規則で定める者は、それぞれの組合」に改める。

第一百十一条の六中「会社」を「指定に係るそれぞれの会社」に改める。

第一百十一条の七第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、「当該組合」を「それぞれの組合」に改め、同条第四項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第一百十一条の八から第一百十一条の十までの規定中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第一百二十二条第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第一百二十二条第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

る。

第九十九条の二中「地方電波監理局長」を「地方電気通信監理局長」に改める。

第九十九条の三第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「その他の電気通信事業者」を「その他の電気通信の事業を営む者」に、「職権若しくは」を「職権又は」に、「この条中」を「この条において」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四条第二号」及び第二号を「第四条第一号及び第二号」に改める。

第一百二条の二第一項第一号中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改め、同条第二項中「行なわなければ」を「行ななければ」に、「公衆通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に改め、同条第三項中「備えつけ」を「備え付け」に、「公衆通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に改める。

第一百二条の六中「公衆通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に、「行ない」を行ひに、「行なわせては」を「行なわせては」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に、「ととのつた」を「調つた」に改める。

第一百三条の二第二項第二号中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改め、同項第三号中「公衆通信」を「前号に掲げるもの」に改める。

第一百四条の四中「地方電波監理局長」を「地方電気通信監理局長」に改める。

第一百八条の二第一項中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改める。

第一百十条第一号中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第一百零一条中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第一百零二条第一項の規定により電報の事業が第一種電気通信事業とみなされる間は、第五条第二項第六号、第十六条

の二、第五十条第一項、第六十三条第一項、

第一百二条の二第一項第一号、第一百三条の二第二項第二号及び第八条の二第一項に規定する電気通信業務には、当該電報の事業に係る

業務が含まれるものとする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部改正)

第四十八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律(昭和二十七年法律第七号)の一部を次のように改正する。

題名中「公衆電気通信法」を「電気通信事業法」に改める。

第一条中「電信及び電話」を「電気通信役務」に、「公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十号)」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第七号)」に改める。

第三条中「電信及び電話」を「電気通信役務」に改める。

第七条法律第三百一号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十二条中「利益金」を「利益」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の合併の決議(会社と第一種電気通信事業(電気通信事業法(昭和五十九年法律第七号)第六条第二項に規定する第一種電気通信事業をいう。)を営まない法人との合併であって会社が存続するものについての決議を除く)についての郵政大臣の認可は、同法第十六条第二項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

第十四条中「第十条」を削り、「利益金」を「利益」に改める。

第十六条中「左の」を「次の」に、「十円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第六条但書」を「第六条ただし書」に改める。

第十七条第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第五十条中「公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十号)」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第七号)」に改める。

第五十六条中「有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)」の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第三項中「前二項を「前二項に」「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「日本電信電話公社(以下「公社」という。)」を「第一種電気通信事業者」に改め、同項第二号中「以下「構内等設備」という」を「第二項各号に掲げるもの(同項の郵政省令で定めるものを除く。)」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前二号」に、「もの」を「もののほか」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号の事項を」を「第一項各号の事項若しくは前項の届出に係る事項を変更しようとする

とき、又は同項に規定する設備に該当しない設備をこれに該当するものに」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の届出をする者は、その届出に係る有線電気通信設備が次に掲げる設備(郵政省令で定めるものを除く。)に該当するものであるときは、同項各号の事項のほか、その使用の態様その他郵政省令で定める事項を併せて届け出なければならない。

害すると認めるときは、その支障の除去その他該他人の利益の確保のために必要な限度において、その設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

第十四条を削り、第十五条を第八条とする。

第十六条中「公衆電気通信法第五条第一項」を

「電気通信事業法第四条第一項又は第九十条第二項」に改め、同条を第九条とする。

第十七条の見出しを「異議申立ての手続における聴聞」に改め、同条第一項中「第十四条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者」を「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による郵政大臣の処分についての異議申立てに対する決定をしようとするときは、当該異議申立てをした者」に改め、同条第三項中「処分に係る者」を「異議申立てをした者」に改め、同条を第十条とする。

第十八条を削る。

第十九条中「第十一條から第十三条まで」を

「第五条、第六条、第七条第一項」に、「第十二条第一項、第十三条」を「第六条第一項、第七条第一項」に、「あつては、」を「あつては」に改め、同条を第十一条とする。

第二十条中「第十七条」を「第十条」に、「第二十六条」を「第十八条」に改め、同条を第十二条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第二十二条を削る。

第二十三条第一項中「第十六条」を「第九条」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条を第十四条とする。

第二十四条中「第二十一条及び前条」を「前二条」に改め、同条を第十五条とする。

第二十五条中「左の」を「次の」に、「一萬円」を

「二十万円」に改め、同条第一号中「又は第八条」を削り、同条第一号及び第三号を削り、同条を第十八条とする。

第二十六条中「左の」を「次の」に、「一萬円」を「十万円」に改め、同条第一号中「若しくは第二项、第六条第二項又は第七条第二項」を「から第

三項まで」に改め、同条第二号を次のよう改め、同条第三号を削り、同条を第十七条とする。

二 第六条第一項(第十一條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七条中「第二十二条及び」を削り、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条 第三条の規定に違反して有線放送電話業務を行った者及び第十条の規定に違反して線路を設置した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第九条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十二条中「第十条第一項から第三項まで」を「第九条及び第十二条第一項から第四項まで」に改め、同条を第十四条とする。

第十九条及び第十二条第一項から第十四項まで」を「第九条及び第十二条第一項から第十四項まで」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加え、同条を第十二条とする。

第十三条中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加え、同条を第十二条とする。

3 郵政大臣は、第六条第一項の許可を受けた有線放送電話業者が正当な理由がないのに、六月以内にその接続により行うべき業務を開城を「有している地域(一の市町村の区域及び当該一の市町村に隣接する市町村の区域内に含まれる地域に限る。)」に改め、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とする。

第十六条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条中「有線放送電話役務」の下に「前条の接続をする場合にあつては、当該接続に係る役務を含む。次条において同じ。」を加え、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(改善命令) 第九条 郵政大臣は、前条の規定により届け出た契約書に定める有線放送電話役務の提供

に改め、同号を同条第一号とし、同条に第一号として次の二号を加え、同条を第十八条とする。

一 第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十四条の前の見出し及び同条を削り、第十三条を第十五条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(罰則) (他の有線放送電話業者等との接続)

第六条 有線放送電話業者が他の有線放送電話業者と有線放送電話業務の用に供する設備を相互に接続しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

第七条 有線放送電話業者は、電気通信事業法(昭和五十九年法律第二号)第五十二条第一項の規定により、その業務の用に供する有

線電気通信設備を同法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者の電気通信回線設備に接続しようとするときは、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正)

第五十二条 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第二百三十八号)の一部を次の

ように改正する。

第一条を第十二条とする。

第二条中「有線放送電話役務」の下に「前条の接続をする場合にあつては、当該接続に係る役務を含む。次条において同じ。」を加え、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(改善命令) 第九条 郵政大臣は、前条の規定により届け出た契約書に定める有線放送電話役務の提供

条件が利用者の利益を阻害していると認めるときは、有線放送電話業者に対し、当該契約の変更を命ずることができる。

第五条を削り、第六条第一項中「有線放送電話業者」を「第三条の許可を受けた者(以下「有線放送電話業者」という。)」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

一 第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十四条の前の見出し及び同条を削り、第十

三条を第十五条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(他の有線放送電話業者等との接続)

第六条 有線放送電話業者が他の有線放送電話業者と有線放送電話業務の用に供する設備を相互に接続しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

第七条 有線放送電話業者は、電気通信事業法(昭和五十九年法律第二号)第五十二条第一項の規定により、その業務の用に供する有

線電気通信設備を同法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者の電気通信回線設備に接続しようとするときは、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正)

第五十二条 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第二百三十八号)の一部を次の

ように改正する。

第一条を第十二条とする。

第二条中「有線放送電話役務」の下に「前条の接続をする場合にあつては、当該接続に係る役務を含む。次条において同じ。」を加え、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(改善命令) 第九条 郵政大臣は、前条の規定により届け出た契約書に定める有線放送電話役務の提供

削る。

第三十六条第一項中「又は電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)」を「電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)又は電気通信事業法(昭和五十九年法律第百七十号)」に、「基づき」を「基づき」に、「電柱又は電線」を「又は電柱、電線若しくは公衆電話所(これららのうち、同法に基づくものにあつては、同法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供するものに限る。)」に、「但し」を「ただし」に改める。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一
部改正)

第六十八条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「日本電信電話公社」を削る。

(都市公園法の一部改正)

第六十九条 都市公園法(昭和三十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第七十条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「公衆電気通信役務」を「電気通信役務」に改める。
(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第七十一条 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号を次のように改める。

一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第号)による第一種電気通信事業者

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

(建設省設置法の一部改正)

第七十二条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五十八号中「日本電信電話公社」を

削る。

(地方自治法の一部改正)

第七十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一百五十六条第七項中「地方電波監理局」を

削る。

(公職選挙法の一部改正)

第一百三十四条の三中「公衆電気通信の役務」を「電気通信役務」に改める。

(地方電気通信監理局)に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第一百三十六条の二第一項第二号中「日本電信電話公社の経営委員会の委員、役員若しくは職員」を削る。

(公職選挙法の一部改正)

第一百三十六条の二第一項第二号中「日本電信電話公社(以下「会社」といふ。)」は、第一条の規定による廃止前の電話設備

行する。ただし、附則第九条第二項の規定は、公布の日から施行する。

(旧電話設備賃負担臨時措置法における戦災電話に係る支払)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項の規定は、

公布の日から施行する。

(旧電話設備賃負担臨時措置法における戦災電話に係る支払)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項の規定は、

有鉄道に改める。
第二百一条の十二第一項第三号中「日本国有鉄道」に、「もつばら」を「専ら」に改める。
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第七十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本電信電話公社」を

削る。

(附 則)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項の規定は、

公布の日から施行する。

(旧電話設備賃負担臨時措置法における戦災電話に係る支払)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項の規定は、

公布の日から施行する。

(会計検査院法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の会計検査院法第二十三条第一項各号の会計経理で旧公社に

係るものとの会計検査院の検査については、なお

従前の例による。

4 第一項に規定する請求は、第二項の申出をすべ

き期間を経過したときは、することができない。

(会計検査院法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の会計検査院

法第二十三条第一項各号の会計経理で旧公社に

係るものとの会計検査院の検査については、なお

従前の例による。

2 この法律の施行前の事実に基づく旧公社の職員に係る第二条の規定による改正前の会計検査

院法第三十三条の規定による懲戒処分の要求、

同法第三十三条の規定による犯罪の通告、同法

第三十五条の規定による会計経理の取扱いに關する審査及び判定並びに同法第三十七条第二項

の規定による会計検査院の意見の表示について

は、なお従前の例による。

3 旧公社の職員の日本電信電話株式会社法附則第十二条第五項に規定する弁償責任の検定に關する検査官会議の議決事項及び検査報告の掲記

事項については、なお従前の例による。

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法(以下この条において「新退職手当法」という。)第二条第二項に規定する職員として在職する者で旧公社の職員としての在職期間を有するもの的新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 施行日の前日に旧公社の職員として在職する者が、引き続いて会社の職員となり、かつ、引き続き会社の職員として在職した後引き続いて新退職手当法第二条第二項に規定する職員となつた場合におけるその者の新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日の前日までの第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間を新退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が会社を退職しない。

3 この法律の施行前に旧公社を退職した職員及び施行日の前日に旧公社の職員として在職し、引き続いて会社の職員となつた者であつて施行

日から雇用保険法による失業給付の受給資格を取得するまでの間に会社を退職したものに対する。

退職手当の支給については、なお従前の例による。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前にした旧公社の契約について、第十九条の規定による改正前の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に旧公社が有していた組合で旧公社に所属する職員をもつて組織されたもの(以下「旧組合」という。)は、施行日において、第二十六条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(以下「改正後の共済法」という。)第三条第一項の規定により設けられた共済組合の長期給付に要する費用として旧公社が負担すべきであった負担金の額と、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用として改正後の共済法第九十九条第三項及び附則第二十条の二の規定(他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。)により國が負担すべき額との調整に関し必要な事項は、政令で定める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる国家公務員等退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第二十三条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律(以下この条において「改正前の予算執行職員等の責任法」という。)第九条第一項に規定する旧公社の予算執行職員のこの法律の施行前にした行為については、改正前の予算執行職員の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第二十六条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「改正前の共済法」という。)第三条第一項の規定により設けられた共済組合で旧公社に所属する職員をもつて組織されたもの(以下「旧組合」という。)は、施行日において、第二十六条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(以下「改正後の共済法」という。)第三条第一項の規定により設けられた会社に所属する職員をもつて組織された共済組合に(以下「新組合」という。)となり、同一性をもつて存続するものとする。

旧組合の代表者は、この法律の施行前に、改正前の共済法第九条に規定する運営審議会の議を経て、改正前の共済法第六条第一項、第十一一条第一項及び第十五条第一項の規定により、施行以後に係る新組合の定款及び運営規則を定めるとともに新組合の昭和六十年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。

3 旧組合の昭和五十九年度の決算については、従前の例により行うものとし、この場合における一般会計の受入金の過不足額の調整については、なお従前の例による。

改正後の共済法第十六条の規定により新組合が行うものとする。

第十条 改正後の共済法第九十九条、第一百二十二条、第一百二十五条及び附則第二十条の二の規定は、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において旧組合の長期給付に要する費用及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合の長期給付に要する費用として旧公社が負担すべきである。

第八十二条号(以下「昭和五十八年法律第八十二号」という。)附則第三条第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として旧公社が負担すべきである負担金の額と、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用として改正後の共済法第九十九条第三項及び附則第二十条の二の規定(他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。)により國が負担すべき額との調整に関し必要な事項は、政令で定める。

2 新組合の長期給付のうち昭和五十八年法律第八十二条号附則第十八条から第二十九条まで及び第三十四条の規定により支給するものに要する費用に係る昭和五十九年法律第八十二条号附則第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「公共企業体」とあるのは「日本電信電話株式会社」と、「第二条」とあるのは「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第一号)第二十六条」とする。

3 昭和五十八年法律第八十二条号附則第三十五条第一項の規定は、新組合の長期給付に要する費用は、なお従前の例による。

用については、適用しない。

第十二条 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六条第一項の規定により

改正前の共済法及び国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第八百二十九号）の長期給付に関する規定の適用を

受けた組合員とされなかつた旧公社の役員であつた者で、施行日に会社の取締役又は監査役となつたものについては、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、改正後の共済法又は国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

2

施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六条第二項の規定により年金である給付が支給されていない旧公社の役員に係る改正後の共済法の規定による年金である給付については、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、同項の規定の例により、支給しない。

第十三条 改正後の共済法附則第十三条の十一の規定は、旧組合の組合員である間の旧公社若しくは旧組合の業務若しくは通勤（同条第一項に規定する通勤をいう。）により病氣にかかり、若しくは負傷し、その傷病の結果として障害の状態にある者に係る障害給付又は当該傷病により死亡した者に係る遺族給付に関する規定の適用について準用する。

第十三条 この法律の施行の際現に旧組合が保有する電信電話債券は、新組合の責任準備金の運用に関する改正後の共済法附則第三条の二第四項の規定の適用については、旧公社の解散後

も、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第六号）第七条第一項第三号に掲げる債券とみなす。

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 施行日の前日において、旧公社の總裁又はその委任を受けた者がした第三十七条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（行

政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十

三号。以下この条において「行革関連特例法」という。）第十二条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認定を受けてい

る者が、施行日において児童手当又は行革関連特例法第十二条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第三十七条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項の規定による改正後の児童手当又は行革関連特例法第十二条第一項の規定において準用する場合を含む。）の規定にかかる

（港湾法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 この法律の施行前に第四十三条の規定による改正前の港湾法第三十七条第三項において読み替えられた同条第一項の規定により旧公

社が港湾管理者の長とした協議に基づく行為は、第四十三条の規定による改正後の港湾法第三十七条第一項の規定により会社に対して港湾管理者の長がした許可に基づく行為とみなす。

（電波法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした第四十七条の規定による改正前の電波法第二百二条の二第一項の認定があつたものとみなす。この場合において、児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（行革関連特例法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかる

（漁港法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 この法律の施行前に第三十九条の規定による改正前の漁港法第三十九条第四項の規定に係る者に係る障害給付又は当該傷病により死亡した者に係る遺族給付に関する規定の適用について準用する。

第十三条 この法律の施行の際現に旧組合が保有する電信電話債券は、新組合の責任準備金の運用に関する改正後の共済法附則第三条の二第四項の規定の適用については、旧公社の解散後

す。

（海岸法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 この法律の施行前に第四十条の規定による改正前の海岸法第十条第二項の規定により旧公社が海岸管理者にした協議に基づく占用又は行為は、第四十条の規定による改正後の海岸法第七条第一項又は第八条第一項の規定により

会社に対して海岸管理者がした許可に基づく占用又は行為とみなす。

（有線電気通信法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 この法律の施行前に第四十三条の規定による改正前の港湾法第三十七条第三項において読み替えられた同条第一項の規定により旧公

社が港湾管理者の長とした協議に基づく行為は、第四十三条の規定による改正後の港湾法第三十七条第一項の規定により会社に対して港湾管理者の長がした許可に基づく行為とみなす。

（電波法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした第四十七条の規定による改正前の電波法第二百二条の二第一項の規定による改正前の電波法第二百二条の二第一項の規定による公衆通信障害防止区域に係る指定又は同法第二十二条の五第一項の規定による当該区域に係る重要無線通信障害原因となる旨の通知は、それぞれ第四十七条の規定による改正後の電波法第二百二条の二第一項又は第二百二条の五第一項の規定により電気通信事業障害防止区域に係るものとしてした指定又は通知とみなす。

（有線放送電話に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 この法律の施行前にした第五十条の規定による改正前の有線電気通信法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第二十条 この法律の施行前にした第五十条の規定による改正前の有線電気通信法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第二十一条 この法律の施行前に旧公社から電気通信事業法（昭和五十九年法律第二号）附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第五十四条の三に規定する接続通話契約に係る役務の提供を受けている有線放送電話業者であつて引き続き

会社から電気通信事業法第五十二条第一項の接続によりその役務の提供を受けるものについての第五十二条第一項の規定による改正後の有線放送電

話に関する法律第七条及び第八条の規定の適用については、その者は、会社が電気通信事業法第三十二条第一項の認可を受けた契約約款に基づき当該接続に係る役務の提供を受けることと

なつた後一月以内にこれらの規定により必要とされる届出を行うことをもつて足りるものとする。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行前に第五十二条の規定による改正前の電話加入権質に関する臨時特例法により、旧公社がした質権の設定等の登録

その他の行為又は旧公社に対しされた質権の設定等の登録

同条の規定による改正後の電話加入権質に関する臨時特例法の規定により会社がした行為又は会社に対しされた行為とみなす。

(公共企業体等労働関係法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に旧公社がした行為についての公共企業体等労働関係法(以下この条において「公労法」という。第二十五条の五第一項の申立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に公共企業体等労働委員会に係属している旧公社とその職員に係る公労法第三条第二項の労働組合(以下この項において「組合」という。)とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件、この法律の施行前に旧公社と組合との締結した協定であつて公労法第十六条第一項に該当するもの及びこの法律の施行前に公共企業体等労働委員会がした旧公社と組合との間の紛争に係る裁定であつて公労法第三十五条ただし書に該当するものに関する公労法第三章(第十二条を除く。)第二十五条の六第一項及び第六章の規定の適用について

は、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為であつて、公労法第二十五条の大において準用する労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)の規定に違反するものに対する罰則の適用について

(道路法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 この法律の施行前に第六十七条の規定による改正前の道路法第三十五条の規定により旧公社が道路管理者とした協議に基づく占用とみは、第六十七条の規定による改正後の道路法第六十二条第一項及び第三項の規定により会社に對して道路管理者がした許可に基づく占用とみなす。

(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行前に第六十九条の規定による改正前の都市公園法第九条の規定によ

り旧公社が公園管理者とした協議に基づく占用

は、第六十九条の規定による改正後の都市公園法第六条第一項及び第三項の規定により会社に對して公園管理者がした許可に基づく占用とみなす。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 この法律の施行前に第七十一条の規定による改正前の共同溝の整備等に関する特別措置法第十五条の規定により旧公社が道路管理

者にした協議に基づく占用は、第七十一条の規定による改正後の共同溝の整備等に関する特別

は、道路管理者がした許可に基づく占用とみなす。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 この法律の施行前にした第七十四条の規定による改正前の公職選挙法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十八条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)

第二十九条 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第二十一条」を「第十三条」と改める。

第三条新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第二十一条」を「第十三条」と改める。

信事業法の施行に伴い、関係法律の廃止及び改正を行うとともに、所要の経過措置等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 日本電信電話株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等

(1) 電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法を廃止する。

(2) 日本電信電話公社法の廃止に伴い、同法及び日本電信電話公社(以下「公社」という。)の名称を引用している会計検査院法その他の関係法律について、引用部分の削除、名称の変更等その一部の改正を行うとともに、所要の経過措置等を定めることとする。

(3) 公社が改組され日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)となつた後も、引き続き共済制度を適用することとし、これに伴い、関係法律について所要の改正を行うこととする。

(4) 会社の労働関係については、労働三法によることとし、公共企業体等労働関係法は適用しないこととするとともに、会社に関する事件であつて、労働大臣が、国民経済又是公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認定して、中央労働委員会に調停を請求したときは、最高十五日間は争議行為を禁止する等の暫定的な特例措置を定める等関係法律について所要の改正を行うこととする。

本案は、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

2 電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等

(一) 電話設備費負担臨時措置法を廃止するとともに、これに伴う所要の措置を定めることとする。

(二) 公衆電気通信法の廃止に伴い、同法及び同法中に規定されている公衆電気通信役務等の用語を引用している私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律その他の関係法律について、引用部分の削除、用語の変更等その一部の改正を行うとともに、所要の経過措置を定めることとする。

(三) 有線電気通信法及び電波法等の関係法律中、公衆電気通信業務の一元的運営を前提とする規定について所要の改正を行うこととする。

3 施行期日

この法律は、昭和六十年四月一日から施行することとする。

二 議案の修正議決理由

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴い、関係法律の整備等を行おうとする本案は、おおむね妥当と認めるが、日本電信電話株式会社に関する争議行為について、調停に関する特例措置を、施行の日から三年後に見直すことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十九年七月十九日

衆議院議長 福永 健司殿
〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(労働関係調整法の一部改正)

第五十四条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「電信又は電話」を「又は電気通信」に改める。

附則第一項を附則第一条とし、附則第二項を附則第二条とし、附則第三項を削り、附則に次の二条を加える。

第三条 日本電信電話株式会社に関する事件であつて、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認められるものについて、労働大臣が当該事件がこれに該当すると認定した旨及び当該認定をした理由を明らかにして、中央労働委員会に通知したときは、当該調停については、当該通知があつた日に同項の調停の請求があつたものとみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、前項中「第一項の請求」とあるのは、「次項の通知」とする。

第四条 政府は、前条の規定の施行の日から三年後たる施設の諸事情を勘案して、同条の規定について見直しを行うものとする。

〔別紙〕

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

2 中央労働委員会は、前項の調停に関し、適当と認めるときは、隨時、当該事件の実情及ままでに定めるところによる。

3 中央労働委員会は、前項の調停について、調停の経過を公表することができる。

3 中央労働委員会は、第一項の調停については、第三十五条の四に定める場合を除き、他の公益事業に関する事件に優先してこれを処理しなければならない。

4 労働大臣は、第一項の請求をしたときは、

その旨公表するものとし、その公表があつたときは、関係当事者は、当該公表の日から中央労働委員会が当該調停が終了した旨を公表するまでの間(その期間が十五日間を超えないときは、十五日間)は、争議行為をしてはならない。

5 第一項の調停以外の調停で同項に規定する事件に係るものうち中央労働委員会に係属している調停について、労働大臣が、あらかじめ中央労働委員会の意見を聴いた上、当該事件が同項に規定する事件に該当すると認定した旨及び当該認定をした理由を明らかにして中央労働委員会に通知したときは、当該調停については、当該通知があつた日に同項の調停の請求があつたものとみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、前項中「第一項の請求」とあるのは、「次項の通知」とする。

一 政府は、競争原理を有効に機能させるため、日本電信電話株式会社と新規参入者の間の公正な競争の確保に努めるとともに、新規参入の促進及び振興に特段の配慮をすること。

一 政府は、高度情報社会に向けて情報通信の果たす役割の重要性にかんがみ、情報通信産業の育成振興を図るために、情報通信の基盤整備のための法制度を早期に確立すること。

一 政府は、事業計画に対する郵政大臣の認可を行つに当たつては、収支計画及び資金計画は、その添付資料とすること。

一 日本電信電話株式会社は、日本電信電話公社の解散の際、現に行つてゐる業務の全てを承継するものとし、その業務の分離については、日本電信電話株式会社の自主性を尊重すること。

一 政府は、現行の専用線の料金体系の下では第一種電気通信事業者による専用線の単純再販が日本電信電話株式会社の經營に支障を及ぼすこと

認可すること。

一 政府は、日本電信電話株式会社の経営の自主性を尊重し、賃金その他労働条件等労使間の自主決定に介入しないものとすること。

一 日本電信電話株式会社の電気通信機器製造部門への進出は、当分の間行わないものとする」と。

一 政府は、毎年一回、第一種電気通信事業に関する情報通信概況をとりまとめ、国会に報告すること。

一 日本電信電話株式会社の株式処分に伴う売却益の処分については、日本電信電話公社の資産形成の経緯並びに本委員会における審議の経過等にかんがみ、國民にとって有効であり、かつ疑惑を招かぬような方法で行うべきものとすること。

なお、株式が特定の個人・法人に集中するとのないよう売却に当たつては十分配慮すること。

昨十九日(木曜日)は、午後一時本会議開会の予定であったが、会議を開くに至らなかつた。

昭和五十九年七月二十日

衆議院会議録第三十七号

一一九八

明治三十五年三月三十日
種類便物記可日

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 三四〇二六六
甲 105

二定価
三三〇円部